彩の国
埼玉県

令和６年度

指導の重点

埼玉県教育委員会

ま　え　が　き

埼玉県教育委員会教育長

本県では、明日の地域や埼玉そして日本を支える子供たちの将来のために、埼玉県の教育、学術、文化、スポーツの振興の根本的な方針として、「埼玉教育の振興に関する大綱」を定めています。また、令和６年度からの５年間の教育に関する基本的な計画として、「第４期埼玉県教育振興基本計画」を新たに策定します。これは、教育に関わる全ての人々が、教育の意義や方向性を共有しながら、これからの埼玉教育の未来を共に描き、創っていくための共通の指針となるよう策定するものです。

急速なグローバル化の進展やデジタル技術の発展など、現代の社会は大きく転換しています。その中で教育に求められることは、社会の変化に対応し、自ら課題を発見し解決する力や、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する力を子供たちに育むことです。将来の予測が困難な時代において、一人一人が豊かで幸せな人生を送り、持続的に発展する社会の創り手を育成するためには、教育の使命は極めて重要です。我々には「未来への大きな責任」があります。

学習指導要領には、「社会に開かれた教育課程」において、子供たちが社会に関わり合い、自分の人生を切り拓いていくために必要な資質・能力が明確に示されています。そして、この資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」や、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立が求められています。また、社会の変化に伴い、様々な現代的諸課題への対応が求められる中、小学校での外国語教育や学習の基盤となる資質・能力と位置付けられた情報活用能力等の育成の取組も進められています。こうした学習指導要領に基づく取組をより効果的なものとするために、１人１台の学習者用端末等を適切に活用することも欠かせません。これまで受け継がれてきた学校教育のよさを継承しながら、多様化するこれからの社会をたくましく生き抜いていく子供たちをいかに育てるかが重要となっています。

幼稚園、各学校等においては、引き続き教育要領・学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、適切な教育課程の編成・実施・改善、そして評価をお願いします。

また県としては、教科等横断的な学びの推進について、小中学校、県立高校において、令和５年度から新たな取組を行っています。これらの取組を通じて、問題発見・解決能力を育み、複雑・困難な課題の解決に向け、主体的に行動を起こす力を育成しています。各学校等においても、教科等横断的な学習や、総合的な学習の時間、総合的な探究の時間等の指導について、一層の充実が図られることを期待しています。

本書「指導の重点」は、学習指導要領等に基づき、各学校等が行う教育活動の指針となるよう編集したものです。令和６年度の本県学校教育の目指す方向性や、各教科等で指導する際に重点とすべき事項を示しています。

各教育委員会、各学校等においては、自らの力で人生を切り拓き、幸福な生涯を実現するとともに、社会の中で役割を果たすことができる人材の育成に向けて、本書を十分に活用して下さい。また、教育活動におけるデジタルツールの活用を積極的に行うことにより、教育に関わる我々自身が率先して社会の変化に対応する姿勢を示し、指導内容の充実と指導方法の一層の改善に努められることを期待します。

令和６年度　指導の重点
目　次

まえがき

Ⅰ　指導の重点（総論）

○特に留意する事項７点

各教科等における指導と評価の一体化
「主体的・対話的で深い学び」の実現の推進
ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
グローバル化に対応する人材の育成の推進
「社会に開かれた教育課程」の実現を目指して
各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進
働き方改革の推進

(1)　学校経営
(2)　学級経営
(3)　生徒指導・教育相談
(4)　進路指導・キャリア教育
(5)　道徳教育
(6)　体育
(7)　健康教育
(8)　人権教育
(9)　特別支援教育・交流及び共同学習
(10)　国際理解教育
(11)　情報教育
(12)　環境教育
(13)　ボランティア・福祉教育
(14)　男女平等教育
(15)　学校図書館教育
(16)　小規模校教育
(17)　主権者教育
(18)　消費者教育

Ⅱ　指導の重点（各教科等）

１　本年度の指導の重点項目一覧

２　幼稚園
幼稚園教育

３　小学校・中学校
国語
社会
算数、数学
理科
生活
音楽
図画工作、美術
家庭、技術・家庭
体育、保健体育
外国語活動、外国語（英語）
特別の教科　道徳
総合的な学習の時間
特別活動

４　高等学校
国語
地理歴史
公民
数学
理科
保健体育
音楽
美術
工芸
書道
外国語（英語）
家庭
情報
農業
工業
商業
看護
福祉
総合的な探究の時間
特別活動

５　特別支援学校（小・中学校特別支援学級通級による指導）
自立活動

Ⅲ　参考資料

(1) 教育研究団体（補助対象団体及びそれを構成する研究団体）等の集会等に関する要項

(2) 研究学校等の委嘱に関する要綱

(3) 埼玉県教育委員会研究委嘱校一覧

(4) 埼玉県教育委員会刊行資料等

Ⅰ　指　導　の　重　点（総論）

○　各教科等における指導と評価の一体化

指導と評価の一体化を図るためには、児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視し、教師が自らの指導のねらいに応じて授業での児童生徒の学びを振り返り、学習や指導の改善に生かしていくことが大切である。すなわち、学習指導要領で重視している「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して各教科等における資質・能力を確実に育成する上で、学習評価は重要な役割を担っている。

次の基本的な考え方に立って、学習評価を真に意味のあるものとすることが求められる。

①児童生徒の学習改善につながるものにしていくこと。
②教師の指導改善につながるものにしていくこと。
③これまで慣行として行われてきたことでも、必要性・妥当性が認められないものは見直していくこと。

○　「主体的・対話的で深い学び」の実現の推進

児童生徒が学習内容を深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善等の取組を活性化し、「学びの改革」を推進する。

○　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践

学習指導要領において、情報活用能力が「学習の基盤となる資質・能力」に新たに位置付けられ、これを各学校段階・各教科等の学習活動を通じて体系的に育成することが求められている。このことから、各教科等において子供の学びを深め、新たな学びを創造するＩＣＴの活用を推進する。

○　グローバル化に対応する人材の育成の推進

グローバル社会の中で児童生徒一人一人が豊かな人生を送れるよう、我が国と郷土埼玉の伝統文化、歴史、地理に対する理解や、多文化共生の理解を深める教育を推進する。また、県内に在住する帰国・外国人児童生徒等やその保護者を対象に、各学校や地域の実態に応じて学習面や学校生活面での支援体制や指導の充実を図る。

○　「社会に開かれた教育課程」の実現を目指して

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有することが求められる。

そのため、それぞれの学校においては、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図るようにする。

○　各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

カリキュラム・マネジメントは、子供たちや学校、地域の実態を捉え、学校教育目標を実現するために、教育課程を編成・実施・評価し、必要に応じて随時改善していくサイクルのことである。各学校は、以下の三つの側面を踏まえ、推進していく。

①教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科横断的な視点で組み立てていくこと。
②教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと。
③教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

○　働き方改革の推進

「学校における働き方改革基本方針（令和４年４月１日～令和７年３月３１日）」は、県教育委員会が学校における働き方改革を推進する上で取り組むべき道筋を示したものである。目標は時間外在校等時間月 45 時間以内、年 360 時間以内の教職員の割合を令和６年度末までに 100％に」することである。

目標達成に向けた４つの視点を踏まえ、総合的な対策を講じ、推進していく。

①教職員の健康を意識した働き方の推進　②教職員の専門性を踏まえた総業務量の削減
③教職員の負担軽減のための条件整備　　④保護者や地域の理解と連携の促進

⑴ 学校経営

ア　幼児児童生徒が生き生きと学校生活を送ることができるよう、学校経営方針及び学校教育目標を具現化する。
イ　幼児児童生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、特色ある教育課程を編成・実施する。
ウ　学校、学年、学級（ホームルーム）で一貫した経営を行い、全教職員が学校運営に参画する。
エ　学校の教育課題を明確にした校内研修の実施及び教職員による不祥事防止に取り組む。
オ　家庭や地域社会、異校種との連携や交流を推進して、特色ある教育活動を展開する。

⑵ 学級経営

ア　学校教育目標の達成を図る学級経営
・学校教育目標を踏まえ、学級担任・児童生徒・保護者の願いを取り入れた学級の教育目標を学級担任が設定する。
・教員間の共通理解のもと、集団の発達の特性や学級の実態等に即した学級経営案を作成する。
・学級経営案に基づき計画的に進め、また、達成状況を継続的に評価し、改善・充実に努める。
イ　児童生徒一人一人が尊重される学級経営
・日々、一人一人の児童生徒理解を深め、児童生徒と教師、児童生徒相互の信頼関係を育む。
・ガイダンスとカウンセリングを充実させ、個々の学校生活への適応を図るとともに、よりよい人間関係の形成を実現する。
・特に、入学式や新学期には、幼稚園等や全学級担任と情報の共有をはじめ連携するとともに児童生徒一人一人が新しい学校での生活に適応し希望や目標をもって生活できるようにする。
ウ　児童生徒が様々な活動に自主的、実践的に取り組む学級経営
・学級の児童生徒一人一人が認められ、よさや可能性を発揮できる、また、他者の失敗や短所に寛容で共感的な学級の雰囲気（支持的な風土）を醸成していく。
・学級経営はもとより、各教科等の話合い活動の基盤となる話合い活動（学級会）を確実に実施する。
エ　特別支援教育の視点
・ノーマライゼーションの理念に基づき、個に応じた指導や支援の充実に努める。
・丁寧な児童生徒理解、肯定的な関わり方、教員間での情報共有等に努めるとともに、二次的な障害を招かないような対応や自己肯定感を高めさせるような働きかけを行う。

⑶ 生徒指導・教育相談

ア　児童生徒理解の徹底
・一人一人の発達段階、性格的な特徴等の理解に努め、共感的に理解する。
・児童生徒の問題行動に対しては、そうするに至った背景や児童生徒の内面に目を向けた指導をする。
イ　生徒指導上の諸課題の未然防止
・日常的な教育活動として児童生徒へ働きかける発達支持的生徒指導の充実と、早期発見・早期対応の取組の充実を図り、児童生徒が安心でき、自己存在感を感じられる授業や集団づくりを行う。
ウ　基本的生活習慣の確立と校内規律の維持
・基本的な生活習慣を確立させ、規範意識に基づいた行動様式の定着を図る。
・規範の意義を理解し、自ら規範を守り行動するという自立性をはぐくむ。
エ　校内生徒指導・教育相談体制の充実
・全教職員の共通理解と教職員一人一人の役割を明確にする。
・管理職のリーダーシップの下、生徒指導主任や教育相談主任を中心に、担任や養護教諭等、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携を図り、指導・支援体制を整備する。
・全ての教育活動で教育相談的な配慮をするとともに、定期的な教育相談を意図的・計画的に行い、児童生徒が相談しやすい環境をつくる。

オ　いじめへの対応
・いじめを認知した場合は、被害児童生徒に寄り添い、速やかに「いじめ防止対策推進法」に則った組織としての対応を行う。
・「学校いじめ防止基本方針」は全教職員で共通理解を図り、定期的に点検と見直しを行う。
・児童生徒間のトラブルを特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応する。
カ　不登校児童生徒への支援
・不登校児童生徒が参加するオンライン学習や各種教育施設での学習などの多様な学習活動の実情を踏まえ、必要な情報の提供や個々の状況に応じた必要な支援を行う。
・児童生徒の学習活動や心身の状況等継続的な把握に努め、各学校において相談機関と学校の果たす役割を明確にし、相互に協力しながら児童生徒の支援にあたる。

＜参考資料＞
生徒指導各種資料　生徒指導課ＨＰ　http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/f2209/
不登校児童生徒の支援の在り方について（通知）文部科学省　令和元年１０月２５日付
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm
生徒指導提要（改訂版）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1404008_00001.htm

⑷　進路指導・キャリア教育

ア　小・中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校において、全教職員による協力的な指導体制を整備し、児童生徒の実態に応じた指導計画の作成とその実施に努める。
イ　児童生徒一人一人が進路に対する目的意識を高めるとともに発達の段階に応じて望ましい勤労観や職業観を身に付け、希望と自信をもって積極的、意欲的に学校生活に取り組めるよう、児童生徒理解を基盤にした指導・援助を計画的、組織的、継続的に行う。
ウ　中学校、義務教育学校及び高等学校における進路選択の指導に当たっては、単なる職業選択や学校選択に終わることなく、すべての生徒一人一人の能力・適性、興味・関心及び進路希望などに十分配慮し、生徒自らの意志と責任で進路を選択決定できるよう、キャリア教育の意義を踏まえた指導・援助に努める。
エ　児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要としつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る。
オ　小・中学校、義務教育学校と高等学校が連携を密にし、児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたキャリア・パスポートを活用する。

⑸　道徳教育

ア　よりよく生きるための基盤となる道徳性
・自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。
・「規律ある態度」などの基本的な生活習慣や社会生活上のきまりに関わる指導を充実させる。
・（特別支援学校）自立活動等との関連を十分に考慮し、一人一人の特性に応じた指導の充実を図る。
イ　教育活動全体を通じて行う道徳教育
・校長の明確な方針の下、道徳教育推進教師を中心に全教師の参加と協力によって全体計画を作成し、学校の教育活動全体を通じて道徳教育を推進する。
・学校の実態等を考慮して、重点目標を再検討するとともに、全体計画の具体化や改善について共通理解を図る。
・児童生徒の豊かな心を育てる体験活動や実践活動を一層充実する。
ウ　道徳科（小・中・義・特）及び人間としての在り方生き方教育の時間（高）における指導の充実
・道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己の（人間としての）生き方についての考えを深める学習指導を充実する。
・児童生徒の成長を認め、励ます評価を行い、自らの指導を評価し改善する。

エ　家庭・地域社会との連携
・全体計画や道徳教育に関する諸活動の情報を積極的に公表する。
・道徳科の授業を積極的に公開するほか、保護者参加型の授業や地域教材の開発・活用などに保護者や地域の人々の参加や協力を得るなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図る。
オ　特別支援教育の視点
・それぞれの学習過程で考えられる「困難さの状態」をしっかりと把握した上で、例えば、相手の気持ちを想像することが苦手で、字義通りの解釈をする児童生徒には、役割演技や動作化など工夫した指導を取り入れるなど必要な配慮を行う。
・障害の有無などに関わらず、互いのよさを認め合って協働していく態度を育てる。

⑹　体　育

ア　生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成できるよう、心と体を一体として捉え、児童生徒一人一人に運動の楽しさや喜びを味わわせることのできる授業を実践する。また、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力及び健康の保持増進のための実践力を育てるとともに、体力の向上を図る。
イ　健やかな体と豊かな心をもった児童生徒を育成するために、学校の教育活動全体を通じて計画的、継続的に指導するとともに運動しやすい環境の整備・充実に努める。
ウ　体育・健康に関する指導をより効果的に推進するために、心身の健康の保持増進及び体力の向上、安全及び食育の推進に関する指導については学校の教育活動全体として取り組み、児童生徒の健康・安全に関する態度を育てる。
エ　学習指導要領の趣旨を生かし、体育科・保健体育科の授業を含めた体育的活動に関する指導と評価を効果的に進めるため、研修の充実に努める。

⑺　健康教育

ア　学校保健
・生涯にわたって心身の健康を保持増進していくための資質・能力を育成することを目指し、健康に関心をもてるようにするとともに、健康に関する課題を解決する学習活動を積極的に行うなど、保健教育の充実を図る。
・児童生徒等の健康の保持増進を図るとともに、学校教育の円滑な実施のため、家庭・地域と連携・協働しながら、教育活動全体を通じて保健管理を適切に行う。
イ　学校安全
・日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質・能力を育成する。
・学校生活等における行動の危険を早期に発見し、それらを速やかに除去するとともに、万が一、事故が発生した場合に、適切な応急手当や安全措置ができるような体制を確立して、児童生徒等の安全の確保を図る。
ウ　学校における食育
・食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることにより、生涯にわたって健やかな心身と豊かな人間性を育んでいくための基礎を培う。
・食育の視点を踏まえ、学校給食や各教科等との関連を明確にした全体計画を作成し、全教職員の共通理解のもと、家庭・地域等と連携し、学校の教育活動全体で効果的に取り組む。

⑻　人権教育

ア　児童生徒や地域の実態に基づき、目標や視点を明確にした人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、全教職員の共通理解を図るなど、学校全体の組織的な取組を進める。
イ　指導に当たっては、一人一人の児童生徒が発達の段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、人権への配慮が様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるようにする。
ウ　発達の段階に応じた実践的・先進的な研究を行うとともに、参加体験型学習等、児童生徒の主体的な学習を促す指導内容・指導方法について工夫・改善し、豊かな人権感覚を身に付

けさせる。
エ　家庭・地域社会と目標を共有し、連携・協働した取組を推進することを通して、人々の間に人権尊重の意識がより一層広まるような取組の工夫に努める。

＜人権教育の具体的取組＞
(ｱ) 教育活動全体を通した人権教育の推進
・自校の人権教育推進上の課題を明確にする。
・各教科、道徳科、特別活動、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間等のそれぞれの特質を踏まえ、全教職員の共通理解の下、学校の教育活動全体を通じて人権教育を推進する。
(ｲ) 全体計画・年間指導計画の作成・改善・充実と着実な実践
・児童生徒及び地域の実態を把握し、様々な人権課題（子供、同和問題等）を解決するための具体的な目標を設定し、全ての教育活動との連携を図った全体計画を作成する。
・年間指導計画には、県の示す９つの「人権感覚育成のための視点」（人間の尊厳・価値の尊重、コミュニケーション能力等）を明確に位置付け、年間を通じて計画的に実施する。
・全体計画・年間指導計画は、児童生徒や地域の実態及び教科等のねらいとの関連を図ったものとなるよう常に見直し、改善・充実に努める。
(ｳ) 指導内容・指導方法の工夫・改善と「人権感覚育成プログラム」の活用
・豊かな人権感覚を育み、自他の人権を守るための実践力を身に付けた児童生徒の育成に努める。
・「人権感覚育成プログラム」を活用した参加体験型学習を取り入れ、児童生徒が自らの課題の発見と解決に向けて、主体的・対話的で深い学びを意識した指導内容・指導方法の工夫・改善に努める。
・「埼玉県版人権学習に係る質問紙」を活用するなど、子供の人権感覚育成状況を客観的に把握することにより、指導方法等の改善を図る。
(ｴ) 家庭・地域社会等との連携
・様々な人権課題を解決しようとする児童生徒を育成するため、学校（園）・家庭・地域社会が相互に連携して取り組む。
・自校の人権教育のねらいや実施内容、方法等について、家庭や地域の人々に学校便り等の通知やホームページ等を活用し理解と啓発に努める。

⑼ 特別支援教育・交流及び共同学習

ア　発達障害を含む障害のある幼児児童生徒への適切な指導の充実
・各学校は、校内支援体制の整備・充実を図り、特別支援教育コーディネーター等を中心とし組織的・計画的な指導・支援に努める。
・保護者や医療、福祉等の関係機関と連携して個別の教育支援計画を作成するなど、長期的視点に立ち一貫した支援を行う。
イ　特別支援学級に在籍、または、通級による指導を受ける児童生徒への指導の充実
・特別支援学級及び、通級による指導については、特別支援教育全体計画に基づき学校経営上の位置付けを明確にする。
・児童生徒一人一人の障害の状態及び特性等に応じて、具体的な指導目標及び指導内容・方法を明確にした個別の指導計画を全員作成するとともに、特別の教育課程を編成し、きめ細やかな指導を行う。
・障害の特性等に配慮し、効果的な指導内容・方法を工夫する。特に、生活単元学習など知的障害特別支援学級における各教科等を合わせた指導の形態や自閉症・情緒障害特別支援学級または、通級による指導における自立活動の指導を工夫する。
ウ　小中学校の通常の学級や高等学校に在籍する障害のある児童生徒への支援の充実
・小中学校の通常の学級や高等学校に在籍する障害のある児童生徒については、通常の学級でできる支援について十分に検討する。また、特別支援学校のセンター的機能による助言・援助を活用しつつ個別の指導計画を作成し、学校全体で一人一人に応じた適切な支援を計画的に行う。
・小中学校においては、児童生徒の実態に応じて、特別支援学級の弾力的な運用や通級による指導等を進める。
エ　就学支援の充実
・就学支援については、早期からの情報提供や相談会の実施、継続的な相談、就学時に決定し

た学びの場を固定的に捉えない等のきめ細やかで柔軟な対応を行う。
・就学先決定のための情報提供や相談を行う際には、幼児児童生徒一人一人の障害の状態や保護者・本人の意向を十分に聴取し、教育、福祉、医療等との一層の連携に努め、専門家の意見を聴いた上で総合的かつ丁寧に行う。

オ　共生社会の形成を目指した教育の推進

・支援籍学習や、交流及び共同学習は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことをねらいとする。
・障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒とが、共に学び、互いに触れ合うことを通して、同じ仲間として共生社会を形成する一員であるという意識を育てる。
・障害のある幼児児童生徒が、在籍する学校や学級以外においても、「同じ学校・同じ学級の子供」として学習活動を行うことができる支援籍学習や交流及び共同学習の推進を図り、一人一人の違いを認め合える共生社会の形成を目指した教育の推進に努める。

カ　支援籍学習・交流及び共同学習の実施

・支援籍学習・交流及び共同学習は、共に学習や活動をする直接的な交流と、作品や手紙の交換、オンラインシステムの活用等による間接的な交流とがあり、計画・実施に当たっては、地域や学校、幼児児童生徒の実態に即して活動の種類や時期、実施方法等を適切に定める。
・適切な教育的支援を行うために、教育課程の全体計画に位置付け、学年・学級（学部）経営の重点を踏まえた年間指導計画を作成し、具体的な目標を設定する。
・計画の策定に当たっては、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が、単に交流する機会をもつだけでなく、共に学び合い、全ての幼児児童生徒に成果が期待できる共同学習の側面をより重視する。
・実施後は、その評価をお互いに共有し、次につなげる。

⑽　国際理解教育

ア　国際理解教育の必要性の認識

・政治、経済、社会、文化、科学技術等様々な分野にわたってグローバル化が進展し、異なる考え方や価値観をもつ人々と共生していくことが課題である。このような社会においては、国際的な理解と協調は不可欠である。
・我が国が国際社会の一員として、主体性をもって積極的にその役割を果たし、信頼されるためには、日本及び諸外国の伝統や文化等について深い理解をもつことが重要である。
・地球規模の課題についても深く認識し、その解決に向けての意識やそのために必要とされる能力を高め、世界の平和と発展に貢献する日本人を育成することが必要である。

イ　具体的な目標の設定

児童生徒の発達の段階や各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等において、次のような具体的な目標を設定し、適切な指導を進めることが大切である。

・国家、民族等に対する偏見や先入観をなくし、基本的人権を尊重する精神を養うとともに、世界の平和と発展に貢献できる能力や態度を育成する。
・我が国の伝統や文化等についての認識を深め、日本人として、また、個人としての自己の在り方生き方の確立を図る。
・国際社会において、相手の立場を尊重しつつ、自分の考えや意思を表現できる力を育成する観点から、外国語能力の基礎や表現力等のコミュニケーション能力の向上を図る。
・世界を舞台に国際交流・国際協力等に積極的に取り組むことができる資質・能力を育成する。
・国際社会における様々な課題やその背景について理解し、その解決に向けての意識やそのために必要とされる能力を育成する。

ウ　具体的、継続的な指導の実現

国際理解教育は、豊かな国際性を身に付けさせるために、次の点に留意し、具体的、継続的に実践する必要がある。

・教育課程や授業内容を、国際理解教育の視点に立って見直し、全体計画・年間指導計画の作

成・実施を図る。
・校務分掌組織に明確に位置付けて、校内の推進組織を確立する。
・各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等において、児童生徒と外国人や国際的な視野を持つ日本人との交流などを実施し、異文化理解を深める。
・外国語で積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成する。
・外国人児童生徒や帰国児童生徒の能力や特性を伸長させるとともに、多文化共生の観点から人権に配慮し、他の児童生徒との相互啓発を図る。

⑾ 情報教育

ア　学習指導要領における教育の情報化
・児童・生徒の発達の段階を考慮し、情報活用能力（情報モラルを含む。）等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図る。
・小学校では、児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動及び児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を、各教科等の特質に応じて、計画的に実施する。なお、プログラミングを体験する学習活動については、算数科、理科、総合的な学習の時間において例示がされている。
・中学校では、小学校でプログラミング教育が必修化されたことなどを踏まえ、技術・家庭科（技術分野）「情報の技術」において双方向性のあるコンテンツのプログラミングが追加されるなど内容の充実が図られている。「生活や社会を支える情報の技術」「ネットワークを利用した双方向性のあるコンテンツのプログラミングによる問題の解決」「計測・制御のプログラミングによる問題の解決」「社会の発展と情報技術」を全ての生徒に履修させる。
・高等学校では、共通教科情報科について、生徒の卒業後の進路等を問わず、情報の科学的な理解に裏打ちされた情報活用能力の育成が一層重要となってきていることから「社会と情報」及び「情報の科学」の２科目からの選択必履修を改め、共通必履修科目「情報Ⅰ」を設けるとともに、「情報Ⅰ」の発展的な選択科目として「情報Ⅱ」を設けた。
・特別支援学校では、情報活用能力の育成を図るため、「コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」こと、また、「各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること」となった。
イ　情報活用能力の育成
・学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力であり、さらに、このような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得や、プログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質・能力等も含むものである。
・情報活用能力は言語能力、問題発見・解決能力と並ぶ「学習の基盤となる資質・能力」の一つと位置付けられた。
ウ　情報活用能力の育成のためのカリキュラム・マネジメント
・各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。
・教育内容の質の向上に向けて、子供たちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、教育課程を編成し、実施し、評価して改善を図る一連の PDCA サイクルを確立すること。
・教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて活用しな

がら効果的に組み合わせること。

⑿　環境教育

ア　持続可能な社会の実現のため、環境を守ろうとする心と態度の育成
・持続可能な社会を作り上げるために、ＥＳＤ（持続可能な開発のための教育）の視点を踏まえた環境教育の推進が求められている。
・環境への理解を深め、環境を大切にする心と態度を育成し、環境の保全に向けて、主体的に行動できる実践的な態度や資質・能力の育成を図る。
イ　教職員の共通理解に基づいた環境教育推進体制の確立
・環境教育の推進に当たっては、環境教育等促進法を踏まえ、学校教育における環境教育の充実を図るため、校内の推進体制を確立し、学校の教育活動全体を通して取り組む。
・各学校では、学習指導要領の趣旨を踏まえ、文部科学省や環境省、県教育委員会発行の指導資料等を活用した研修を計画的に実施する。
ウ　校種間及び各教科等の連携を図った全体計画・年間指導計画の作成と指導の工夫・改善
・各学校においては、学校教育における環境教育の重要性を踏まえ、地域や学校、児童生徒の実態等に基づき、校種間及び各教科、道徳科、総合的な学習（探究）の時間、特別活動等、相互の連携を図った全体計画を作成する。
・安全に十分配慮した上で、体験的な活動を取り入れるなど児童生徒が主体的に学習できるように指導方法の工夫・改善に努める。
エ　家庭や地域社会、ＮＰＯ等との連携による環境教育の充実
・作成した全体計画をもとに、家庭や地域社会、ＮＰＯ等とも連携を図りながら、自然や社会の中での体験的な活動を通して、感受性を高め、環境問題をより身近な問題として捉え、よりよく解決しようとする能力や態度を育てる。
・関連機関や団体などの外部人材や施設を積極的に活用することによって、児童生徒の理解を深め、実践に結び付けさせて、環境教育の充実に努める。

⒀　ボランティア・福祉教育

ア　学校教育におけるボランティア・福祉教育の位置付け
・ボランティア教育は、ボランティアに関わる体験的な活動を通して、勤労の尊さや創造することの喜びを体得させ、望ましい勤労観、職業観の育成や社会奉仕の精神の涵養を図ることなどを目的に行われるものである。
・福祉教育は、人権尊重の精神を基盤に、社会福祉への関心と理解を深め、互いに支え合い、豊かに生きていこうとする心と態度を身に付けることなどを目的に行われるものである。
・各学校においては、地域や学校の実態に応じて、ボランティア・福祉教育を学校の教育活動全体の中に位置付けて実施するよう配慮することが大切である。
イ　発達の段階に即したボランティア活動・福祉体験の推進
・ボランティア活動・福祉体験の推進に当たっては、児童生徒の実態や発達の段階に配慮しながら、各教科・科目、総合的な学習（探究）の時間及び特別活動等において実施していく。
・ボランティア活動・福祉体験の教育効果を高めるために、そのねらいを明確にして実施する。
・ボランティア活動・福祉体験を通して、社会の構成員としての自覚を深め、知・徳・体の調和のとれた人間形成を図るとともに、他人を思いやる心や社会生活を営む上での規範意識を身に付けた児童生徒の育成に努める。
・ボランティア活動・福祉体験が、国際協力、環境保全、少子高齢社会への対応など様々な社会問題に対する児童生徒の問題意識を広げたり深められたりすることに資するように努める。
ウ　家庭や地域社会との連携

・家庭や地域社会との連携を図りながら、学校におけるボランティア・福祉教育を効果的に推進する。
・地域や学校の実態に応じて、指導方法・指導内容を創意工夫し、地域の人々や社会福祉施設等の理解・協力を得ながら、ボランティア・福祉教育を推進する。

⑭　男女平等教育

ア　男女共同参画社会の実現を目指す教育の推進
・男女が共に一人の自立した人間として互いの人格や個性を尊重し合うとともに、一人一人の個性や能力を発揮して自らの意思によって行動できるよう、学校教育において男女平等観の形成を図るため男女共同参画の視点に立った人権教育を推進する。
・人権尊重を基盤とした男女平等の重要性、男女の相互理解と協力、家庭生活や職場における男女共同参画の大切さなど、男女共同参画の視点に立った教育を推進する。
・女性に対するあらゆる暴力の防止に向け、創意工夫した学習機会の充実を図る。
イ　教育活動全体を通した組織的な指導の推進
・男女平等教育を推進するに当たっては、校内研修等を通して教職員の共通理解を図り、学校教育全体を通じて、組織的、計画的、継続的な指導を行う。
・教育活動全体を性別に基づく固定的な役割分担意識を見直し、男女平等の重要性、性別等にかかわらない個々人の相互理解と協力についての学習の充実を図る。
・幼児児童生徒の発達の段階に応じた指導内容・指導方法の工夫・改善を行い、一人一人を大切にした教育の一層の充実を図る。
ウ　家庭・地域社会との連携
・男女平等教育を効果的に推進するには、家庭・地域社会との連携を強化することにより、男女が互いに理解し、協力していく態度を育成する。
・男女平等教育のねらいや取組を明確にし、家庭・地域社会の理解と協力が得られるようにする。

⑮　学校図書館教育

ア　学校図書館の活用を位置付けた指導計画の作成
・各教科等で指導計画を作成する際には、埼玉県教育委員会ホームページ「本の広場」における県内小・中学校の優れた実践等を参考にするとともに、学校図書館の目的（※１）や３つの機能（※２）を踏まえ、学校図書館の活用を位置付けた全体計画・年間指導計画を作成する。
　※１　学校図書館は図書館資料を供すること等により、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成することを目的とする。
　※２　学校図書館は「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」の３つの機能を有する。
イ　学校図書館を活用した授業の充実
・各教科等においては、図書、新聞、視聴覚資料等を利活用した学習を通して、児童生徒の「思考力、判断力、表現力等」を育む授業の充実に努める。特に探究的な学習活動等では、学校図書館の資料を使うことで情報の収集、選択、活用など情報活用能力を育むことに留意する。
・利用方法の基礎的な知識を身に付けさせるとともに、マナーなどの指導にも留意する。
ウ　学校図書館の充実
・学校図書館図書標準を踏まえ、図書の整備に努めるとともに、適切な廃棄・更新、蔵書管理等へのＩＣＴ機器の活用やゆとりある快適なスペースの確保などに努める。
・児童生徒の発達段階に応じた新聞の複数紙配備に努める。
・司書教諭等を中心とした全教職員の共通理解に基づく協力体制の確立に努める。
・学校図書館の運営に当たっては、司書教諭や学校司書等が協働して行い、開館時間の確保、授業での活用促進、子供の居場所としての学校図書館、読書好きの子供の増加などに留意す

る。
・公立図書館や他校との連携を図るとともに、地域に開かれたものとなる取組に配慮する。
エ　計画的な読書指導の推進
・児童生徒の読書習慣を確立するため、学校の教育活動全体を通じて、多様な指導を展開する。
・計画的、継続的な読書指導の推進や家庭、地域社会とのより一層の連携を図る。特に、発達の段階に応じた読み聞かせや一斉読書等の取組を通して、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせる。

⑯　小規模校教育

ア　小規模校のよさを生かした特色ある学校づくりの推進
・小規模、複式形態等の特性を踏まえた学校づくりに努める。例えば、豊かな自然環境を活用し、勤労体験学習や自然体験学習等、多様な活動を取り入れながら、小規模校のよさを十分に生かし、家庭や地域社会と一体となって、特色ある教育活動を推進する。
イ　児童生徒の実態に即した適切な指導計画の作成と改善・充実
・より広い視野に立ち主体的に生きていく力を育むとともに、次年度以降の学級編成を視野に入れた長期的見通しをもって指導計画を作成する。その際、児童生徒の実態に即して、思考力・判断力・表現力等や社会性の育成など指導の重点化を図る。また、複式学級において、上・下学年の内容を同一学級で効果的に指導する方法の研究とともに、指導計画の改善と充実に努める。
ウ　指導方法の工夫改善
・複式学級や少人数学級での指導に当たっては、児童生徒一人一人のよい点や可能性を多面的に理解し、個に応じたきめ細かな指導の充実を図るとともに、指導目標の重点化を図り、指導方法を工夫改善して、自ら学ぶ意欲や態度の育成に一層努める。また、異年齢集団による学習活動のよさを生かして、相互に学び合う態度を育成し、主体的に活動する機会や場を数多く設定するように努める。
エ　校内研修の推進と積極的な自己研修の推進
・小規模校の特性を生かし、日常の教育活動の中から研修課題を設定し、校内研修の充実や他校との情報交換に努める。また、研究校における研究実践等から積極的に学び、児童生徒の指導に生かす。特に、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を通して、各教科等における資質・能力を確実に身に付けさせるための教材研究や評価の研究等、教員一人一人が幅広い自己研修を推進する。

⑰　主権者教育

ア　主権者教育の推進
＜主権者教育で育成を目指す資質・能力＞
（知識及び技能）　現実社会の諸課題（政治、経済、法など）に関する現状や制度及び概念についての理解、調査や諸資料から情報を効果的に調べまとめる技能
（思考力,判断力,表現力等）　現実社会の諸課題について、事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力、現実社会の諸課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力
（学びに向かう力,人間性等）自立した主体として、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力
＜主権者教育で育成を目指す資質能力の指導にあたって＞
・児童生徒が社会で起きている事柄（現実の社会的事象）に興味・関心をもつように促す
・児童生徒が社会で起きている事柄（現実の社会的事象）に実感をもって思考を働かせるように促す

・児童生徒が社会の形成に参画する基礎を培う
・児童生徒にとっての社会である学校生活の充実と向上に主体的に参画するように促す

イ　「主体的・対話的で深い学び」の視点からの指導方法の工夫・改善

・正解が一つに定まらない問いに取り組み、葛藤を抱く課題に対して、自ら根拠に基づいた主張を述べることと、自分とは異なる立場の主張の根拠を読み取ることができるよう指導する。
・高等学校公民科及び中学校までに習得した知識及び技能だけでなく、その他の教科・科目・領域等の知識及び技能を活用して、解決策を考えることができるよう指導する。
・他の生徒と学び合い考える活動や地域の人との意見交換など、他者との対話や議論により、考えを深めることができるよう指導する。

ウ　違法な選挙運動を行うことがないような選挙制度の理解

・満１８歳以上の生徒が選挙権を得ると同時に、選挙活動期間中に選挙運動を行うことが法的には可能となったことを踏まえ、公職選挙法や選挙制度について正しく理解させ、違法な選挙運動を行うことがないように指導する。

⑱　消費者教育

ア　若年者への消費者教育の推進

・若年者の消費者被害が発生する背景及び被害を回避する方法や適切な対応の仕方を理解させ、将来を担う若年者が持続可能な社会の形成に積極的に参画するよう、自立した消費者の育成を目指し、今後も一層の取組を推進する。
・高等学校等においては、学習指導要領の趣旨を理解し、家庭科や公民科、社会科を中心に各教科等において消費者教育を充実させる必要がある。

イ　消費者教育教材の開発、手法の高度化

・高等学校等においては、実践的な能力を身に付ける消費者教育教材（高校生向け消費者教育教材「社会への扉」等）を活用した授業を実施する。
・主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を図り、参加型授業、模擬体験等の手法を用いた消費者教育により、実践的な知識の習得を目指す。

Ⅱ　指　導　の　重　点（各教科等）

１　本年度の指導の重点項目一覧

幼　稚　園		○幼稚園教育要領を踏まえた創意ある教育課程を編成・実施と適切な評価及び工夫・改善 ○「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進
小・中学校	国　　語	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○言語活動を通して指導事項を指導する単元展開 ○系統性を明らかにした指導と評価の計画の作成・活用・検証
小・中学校	社　　会	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○地域や学校、児童生徒の実態を生かした社会科学習を展開するための指導と評価の計画の作成・活用と改善・充実 ○人間尊重の精神と国際社会に生きる日本人としての自覚をもつ児童生徒の育成
小・中学校	算　　数 数　　学	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○児童生徒の実態に即した指導と評価の一体化 ○数学的活動の充実と算数・数学を学ぶことの楽しさや意義を実感できる学習展開の工夫
小・中学校	理　　科	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○主体的・対話的で深い学びの実現と、授業改善のための指導と評価の一体化 ○学習環境の整備・充実と事故防止
小学校	生　　活	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○学校や地域の特色、児童の実態を生かした年間指導計画の作成・改善 ○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導と評価の工夫
小・中学校	音　　楽	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○「指導と評価の一体化」の実現 ○学年間・校種間の連続性や系統性を踏まえた指導と評価の計画の作成と活用
小・中学校	図画工作 美　　術	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○生活や社会の中の形や色など（美術や美術文化）と豊かに関わる資質・能力の育成 ○「指導と評価の一体化」の実現
小・中学校	家　　庭 技術・家庭	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し、解決する力の育成 ○「指導と評価の一体化」の実現
小・中学校	体　　育 保健体育	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できる学習過程を工夫し、運動の楽しさや喜びを味わえる授業の実践 ○健康・安全について、小学校では、基礎的・基本的な内容を実践的に理解できるようにし、中学校では、科学的に理解できるようにする保健教育の実践
小学校	外国語 外国語活動	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○児童がコミュニケーションを図る楽しさを体験できる言語活動の充実 ○指導計画の作成と指導改善のための指導と評価サイクルの確立
中学校	外国語 （英語）	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○言語活動の充実を目指した授業改善の推進 ○指導計画の作成と指導改善のための指導・評価サイクルの確立
小・中学校	特別の教科道徳	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○道徳科における学習指導の創意工夫 ○児童生徒の成長を認め、励ます評価と、自らの指導に対する評価・改善
小・中学校	総合的な学習の時間	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○地域や学校、児童生徒の実態に応じた、創意工夫を生かした全体計画及び年間指導計画の作成・改善 ○主体的・対話的で深い学びの実現を目指した指導と評価の工夫
小・中学校	特別活動	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○特質の違いを踏まえた学級活動の指導の充実 ○児童会活動（生徒会活動）、クラブ活動、学校行事それぞれの特質を踏まえた指導の展開

高等学校	国　　語	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○学習指導要領の趣旨を踏まえた教科・科目の目標及び生徒の実態に即した指導計画の作成 ○生徒の主体的な学習活動を重視した授業展開の工夫 ○指導と評価の一体化
高等学校	地理歴史	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○科目間の関連を重視した指導計画の作成と指導と評価の一体化 ○思考力・判断力・表現力等の育成を重視した授業展開の工夫 ○国際社会に主体的に生きる資質・能力の育成
高等学校	公　　民	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○学習指導要領の趣旨を踏まえた教科・科目の目標及び生徒の実態に即した指導計画の作成 ○指導内容、指導方法及び評価方法の創意工夫 ○主権者教育の推進
高等学校	数　　学	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○「目標・内容・方法・評価」を一体化させた単元指導計画の作成 ○数学的活動の充実による、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成
高等学校	理　　科	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○学習指導要領の趣旨を踏まえ、生徒の実態に即した指導計画と評価計画の作成 ○観察、実験の実施及び大学や研究機関、博物館等との連携強化
高等学校	保健体育	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○学習指導要領の趣旨に則った指導計画の作成と指導と評価の改善 ○健康・安全について理解を深め、生涯を通じて健康課題の解決や健康の保持増進を実践することのできる資質・能力の育成
高等学校	音　　楽	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○音楽Ⅰ、音楽Ⅱ、音楽Ⅲの趣旨を生かした生徒の実態に即した指導計画の作成 ○感性を高め、創造性と豊かな情操を養う授業の工夫
高等学校	美　　術	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○生徒の実態に即した指導と評価計画の作成 ○生活や社会の中の美術や美術文化に関する学習の充実及び美術における言語活動の充実 ○観点別学習状況評価の研究
高等学校	工　　芸	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○生徒の実態に即した指導と評価計画の作成 ○生活や社会の中の工芸や、工芸の伝統と文化に関する学習の充実及び工芸における言語活動の充実 ○観点別学習状況評価の研究
高等学校	書　　道	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○生徒の実態に即した指導計画の作成 ○学習指導要領の趣旨に基づいた授業の構想・工夫
高等学校	外国語 （英　語）	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○外国語（英語）によるコミュニケーション能力の育成 ○４技能を有機的に関連付けた指導と評価の一体化
高等学校	家　　庭	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○学習指導要領の趣旨を踏まえた教科･科目の目標及び生徒の実態に即した指導計画の作成 ○主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力の育成 ○指導と評価の一体化
高等学校	情　　報	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○義務教育段階における学習状況等を十分に配慮した指導計画の作成 ○指導方法の工夫と教材開発
高等学校	農　　業	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○学習指導要領の趣旨を踏まえ、課題解決能力を培う指導と評価の工夫 ○地域や産業界、農業関連機関等との連携の強化及び人間性豊かな職業人の育成 ○施設・設備の活用と安全指導及び、生産活動の持続性を確保するための教育の実施

高等学校	工　　業	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○工業の各分野の理解を深めるとともに関連技術を習得させる指導計画の作成 ○生徒一人一人に応じた指導方法の工夫 ○次代の産業に必要とされる知識・技術の習得と継続教育の推進 ○施設・設備の整備と安全教育の徹底
高等学校	商　　業	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○学習指導要領の趣旨を踏まえた学校や地域、生徒の実態に応じた指導計画の作成 ○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業展開の工夫及び実践的な学習活動の推進
高等学校	看　　護	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○学習指導要領の趣旨を踏まえた学校や地域、生徒の実態に即した指導計画の作成 ○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善及び実践的・体験的な学習活動の推進 ○学習環境の整備と安全・衛生指導の徹底
高等学校	福　　祉	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○学習指導要領の趣旨を踏まえた学校や地域、生徒の実態に即した指導計画の作成 ○主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善及び実践的・体験的な学習活動の推進 ○学習環境の整備と安全・衛生指導の徹底
高等学校	総合的な探究の時間	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○適切な目標設定と生徒の実態に応じた年間指導計画の作成 ○探究のプロセスを踏まえた生徒の学習活動の充実
高等学校	特別活動	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○道徳教育の重点などを踏まえた指導内容の重点化 ○ガイダンスとカウンセリングの趣旨を踏まえた指導の充実
特別支援学校（小・中学校特別支援学級、通級による指導）	自立活動	○ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践 ○学習の状況や結果の適切な評価と評価に基づく個別の指導計画の改善

２　幼　稚　園

幼稚園教育

◇今年度の重点
(1)　幼稚園教育要領を踏まえた創意ある教育課程の編成・実施と適切な評価及び工夫・改善
(2)　「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進

◇現状と課題
・幼児期の発達の特性を踏まえた適切な教育課程の編成・実施
・幼児を健やかにはぐくむ環境の確保（人材育成・ICT 環境整備や活用の推進）
・特別な配慮を必要とする幼児への指導

(1)　幼稚園教育要領を踏まえた創意ある教育課程の編成・実施と適切な評価及び工夫・改善

・幼稚園教育要領のねらい及び内容を踏まえ、幼児の発達の理解に基づき指導計画を作成する。
・個々の幼児が直面している発達の課題を把握し、発達が促されるような体験の連続性を考え、教育的な価値付けをしながら意図的、計画的に環境を構成するとともに、活動に沿った必要な援助を行う。
・日々の記録等から指導の過程を振り返り、幼児理解を深め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善及び指導計画の見直しにつなげる。
・保育研究や園内研修の工夫・充実を図る。

(2)　「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続の推進

・近隣の幼児教育施設や小学校との合同の研修会や協議会、保育参観や授業参観などの機会を設け、互いの教育内容等や学びの連続性について共通理解を図るとともに、幼児と児童の交流活動や小学校体験等の活動を実施する。
・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、幼小の学びの連続性について理解を深め、接続期におけるカリキュラム（アプローチ・カリキュラム）の工夫・改善を図る。

３　小学校・中学校

小・中学校 国語

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　言語活動を通して指導事項を指導する単元展開
(3)　系統性を明らかにした指導と評価の計画の作成・活用・検証

◇現状と課題
- **主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善**
- **３観点による評価についての理解と実践**
- **学習の系統性を明確にした指導計画の作成と指導**

(2)　言語活動を通して指導事項を指導する単元展開
- どのような言語能力を身に付けさせるかを明確にして指導に当たる。
- 主体的・対話的で深い学びの視点から言語活動を充実させ、児童生徒の学びの更なる質の向上を図る。その際には、児童生徒が自ら学び、課題を解決していくための学習過程（「粘り強い取組を行う姿」や「自らの学習を調整する姿」が見られる学習過程）を明確にし、指導する。
- ３観点による評価の仕方を正しく理解し、学習評価を適切に行えるようにする。

(3)　系統性を明らかにした指導と評価の計画の作成・活用・検証
- 学習指導要領の目標を基に、各学年で指導する指導事項を具体化する。
- 学習の系統性を明確にした指導計画を作成し、見通しをもって日々の指導に当たる。中学校においては、小学校での学習内容を踏まえ、それらへの積み上げを図る。
- 指導計画の活用については、そこでの評価結果や各種調査結果の分析を踏まえ、修正や、重点化・焦点化・系統性に係る検証を加えるなどする。
- 国語科が中心的役割を担いながら他教科等と連携して言語能力の向上を図る。

小・中学校 社会

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　地域や学校、児童生徒の実態を生かした社会科学習を展開するための指導と評価の計画の作成・活用と改善・充実
(3)　人間尊重の精神と国際社会に生きる日本人としての自覚をもつ児童生徒の育成

◇現状と課題
- **学習指導要領に基づく理解と適切な教育課程の編成・実施**
- **「指導と評価の一体化」のための適切な指導と評価の計画の作成・活用**

(2)　地域や学校、児童生徒の実態を生かした社会科学習を展開するための指導と評価の計画の作成・活用と改善・充実
- 単元など内容や時間のまとまりを見通して学習課題を設定し、追究したり解決したりする活動を適切に指導計画に位置付け、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に努める。
- 内容や時間のまとまりを見通した単元構成を考え、評価規準や評価方法を明確にした計画的な評価から資質・能力の育成や指導の改善につなげるなど指導と評価の一体化を図る。
- 博学連携や地域素材（人材、博物館などの公共施設を含む）の教材化（学習内容を充実させるため）と効果的な活用を図る。

(3)　人間尊重の精神と国際社会に生きる日本人としての自覚をもつ児童生徒の育成

平和で民主的な国家及び社会の形成者として自覚をもち、自他の人格を互いに尊重し合い、社会的な義務や責任を果たそうとする資質や能力の基礎を育成する。
- 同和問題や拉致問題などの人権問題、消費者教育や租税教育など主権者教育の充実
- 竹島、尖閣諸島、北方領土など、我が国の領土に関する学習の充実
- 受け継がれてきた伝統や文化、宗教に関する学習の実施
- 学習指導要領に基づき、我が国及び諸外国の国旗・国歌の意義を理解し、相互に尊重する態度の育成

小学校 算数・中学校 数学

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　児童生徒の実態に即した指導と評価の一体化
(3)　数学的活動の充実と算数･数学を学ぶことの楽しさや意義を実感できる学習展開の工夫

◇現状と課題
- **ＩＣＴの活用が進む一方で、活用場面を適切に選択し、効果的に活用することが必要**
- **学習指導要領に基づく学習評価について、一層の理解が必要**
- **児童生徒が自ら数学的に問題発見をしたり、解決をしたりする場面を増やすことが必要**

(2)　児童生徒の実態に即した指導と評価の一体化
- 児童生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視し、教師が自らの指導のねらいに応じて授業での児童生徒の学びを振り返り、学習や指導の改善に生かしていく。
- 児童生徒の学習状況を記録に残す場面を精選し、かつ適切に評価するため、評価の計画を工夫する。
- 県及び全国学力・学習状況調査を活用するとともに、調査結果から児童生徒の学習状況を把握し、学習指導の改善・充実を図る。

(3)　数学的活動の充実と算数・数学を学ぶことの楽しさや意義を実感できる学習展開の工夫
- 算数・数学の問題発見・解決の過程を重視するとともに、それぞれの過程や結果を振り返り、評価・改善することができるようにする。
- 児童生徒が、問題の解決に向けて見通しをもつ、数学的な表現を用いて筋道を立てて説明する、よりよい考えに高めたり事柄の本質を明らかにしたりする、それらの過程を振り返るなど「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、主体的・対話的で深い学びを実現する。

小・中学校 理科

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　主体的・対話的で深い学びの実現と、授業改善のための指導と評価の一体化
(3)　学習環境の整備・充実と事故防止

◇現状と課題
- **効果的なＩＣＴ活用事例の蓄積不足。**
- **ＩＣＴを観察、実験の代替としてではなく、理科の学習の一層の充実を図るための有用な道具として活用する必要性。**
- **観点別評価について、趣旨の理解と具体的方法の浸透不足。**
- **児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の必要性。**

(2)　主体的･対話的で深い学びの実現と、授業改善のための指導と評価の一体化
- 理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどの問題解決の活動（探究の過程）を通して、児童生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図る。
- 児童生徒の学習改善及び教師の指導改善につながる「指導と評価の一体化」の実現を図るため、観点別の評価規準を明確にする。また、評価の場面や方法の工夫に努める。
- 日常生活や社会との関連を重視した体験的な学習活動を通して、児童生徒が理科を学ぶことの意義や有用性を実感できるよう、指導の工夫改善に努める。

(3)　学習環境の整備・充実と事故防止
- 新たに整備したり、老朽化等により更新したりする必要がある器具等を把握し、計画的に理科室や指導に必要な教材、器具等の整備・充実を図る。
- 観察、実験等を行うに当たっては、クラス単位で実施することを想定した事前調査や予備実験を行うなどの安全管理を徹底する。
- 児童生徒に観察、実験等の基本的な技能や態度を身に付けさせるとともに、安全対策にも目を向けさせることで事故防止に努める。
- 万一の事故等に備えた校内体制を全教職員で共有しておく。

小学校 生活

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　学校や地域の特色、児童の実態を生かした年間指導計画の作成・改善
(3)　主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導と評価の工夫

◇現状と課題
・発達の段階に応じた思考や認識の育成
・幼児期の教育とのつながり
・中学年の各教科等へのつながり

(2)　学校や地域の特色、児童の実態を生かした年間指導計画の作成・改善
・生活科の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように、学校や地域の特色、児童の実態等に応じて、２年間を見通した年間指導計画や、１年間の全ての単元を配列し、それを俯瞰できる単元配列表などを作成し、活用を図る。その際、各教科等の関連を図ったり、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて教育課程をつないだりすることも配慮しながら作成する。
・生活科マップや人材マップ、生活科暦などを絶えず見直し、柔軟に活用できるようにしておいたり、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定などに配慮したスタートカリキュラムに学校全体で取り組めるようにしたりする。

(3)　主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導と評価の工夫
・試行錯誤や繰り返す活動を設定したり、伝え合い交流する場を工夫したり、振り返り表現する機会を設けたりして一人一人の気付きを質的に高める。
・活動や体験の中で感じたり考えたりしている児童の姿を丁寧に見取り、働きかけ、活動の充実につなげる。
・評価を行うに当たり、「量的な面」だけでなく、「質的な面」から捉えるように行動観察や作品・発言分析等を行ったり、児童自身による自己評価や児童相互の評価、ゲストティーチャーや家庭等からの情報など、様々な立場からの評価資料を収集したりすることで、児童の姿を多面的に評価する。

小・中学校 音楽

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　「指導と評価の一体化」の実現
(3)　学年間・校種間の連続性や系統性を踏まえた指導と評価の計画の作成と活用

◇現状と課題
・「何を身に付けさせたいのか」を明確にして、音や音楽をとおして思考・判断させる場面を位置付ける授業の増加。
・「指導と評価の一体化」への一層の理解が必要。

(2)　「指導と評価の一体化」の実現
・題材構想の段階から音楽科において育成を目指す資質・能力と評価を一体的に考えて構想する。
・音楽科を学ぶ本質的な中核をなす「音楽的な見方・考え方」を働かせる場面を設定するとともに、児童生徒が楽しく音楽活動と関わり、直接的な音楽体験を通して主体的に学習を進めることができるよう指導のねらいや手立てを明確にし、音や音楽によるコミュニケーションを図りながら、協働して音楽活動する楽しさを感じ取らせるよう指導を工夫する。
・「児童生徒の思考・判断のよりどころとなる主な音楽を形づくっている要素」を適切に選択・設定し、学習内容の充実を図る。

(3)　学年間・校種間の連続性や系統性を踏まえた指導と評価の計画の作成と活用
・児童生徒や学校、地域の実態等を考慮し適切な指導と評価の計画を作成する。
・年間指導計画については、題材同士の関連性や発展性も考えて各題材の配列を工夫する。
・音楽科で育成を目指す資質・能力が学習の継続・発展によって高められるという音楽の学習の特性を考慮し、学年間・校種間の連続性や系統性、他の教育活動との関連を図り、指導の効果を高めるようにする。

小学校 図画工作・中学校 美術

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　生活や社会の中の形や色など（美術や美術文化）と豊かに関わる資質・能力の育成
(3)　「指導と評価の一体化」の実現

◇現状と課題
- **表現や鑑賞の活動の中で、児童生徒が造形的な視点について理解していない場合がみられる。**
- **表現したり鑑賞したりする資質・能力が相互に関連していない場合がみられる。**

(2)　生活や社会の中の形や色など（美術や美術文化）と豊かに関わる資質・能力の育成
- 育成する資質・能力と学習内容との関係を明確にするとともに、指導事項の定着状況を見届ける。
- 主体的・対話的で深い学びの実現を図るため、造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習活動を工夫する。
- 造形的な見方・考え方を働かせるために、表現及び鑑賞のそれぞれの活動において、造形的な視点を基に、どのような考え方で思考するかということを明確にしていく。
- 〔共通事項〕に示す事項を視点に、言葉で整理したり、対象の見方や感じ方を広げたり、深めたりするなどの言語活動を充実する。

(3)　「指導と評価の一体化」の実現
- 学習指導要領解説等を踏まえた「内容のまとまりごとの評価規準」を作成し、指導と評価の計画を立てた上で、授業ごとに学習評価を行う。
- 学習のねらいを明確にするとともに、振り返りの機会を設定し、指導と評価の一体化に努める。
- 作品を評価の資料として活用する場合は、作品から児童生徒の学習状況を見取る。

小学校 家庭・中学校 技術・家庭

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し、解決する力の育成
(3)　「指導と評価の一体化」の実現

◇現状と課題
- **児童生徒自らが問題を見いだし、課題を設定する授業展開が重要である。**
- **児童生徒の学習改善や教師の指導改善につなげる学習評価の充実を図る。**

(2)　生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し、解決する力の育成
- 生活や社会における問題の解決に向けて、学んだ知識及び技能を活用して解決方法を考えたり、自分なりの新しい解決方法を創造したりするなど、学んだことを実際の生活や社会の中で生かすことができる力を育む題材を設定する。
- 家庭分野では、既習の知識及び技能や生活経験を基に家族・家庭や地域における生活を見つめることを通して、問題を見いだし、解決すべき課題を設定する力の育成に向けて、指導計画の工夫を図る。
- 技術分野では、技術の見方・考え方に気付き、生活や社会の中から問題を見いだして課題を設定し、気付いた技術の見方・考え方を踏まえた上で解決策を構想し、製作図等に表現し、試作等を通じて具体化し、実践を評価・改善することができる題材を設定する。

(3)　「指導と評価の一体化」の実現
- 児童生徒や地域の実態を踏まえた教育課程を編成し、指導計画を作成する。
- 小・中・高等学校における内容の系統性や学年間を見通した指導計画と評価計画を作成する。
- 各学校において、児童生徒や地域の実態、学習指導要領の趣旨を踏まえて「内容のまとまりごとの評価規準」を作成する。
- 実践した結果をもとに、児童生徒の学習改善や教師の指導改善につながるよう、指導方法や学習評価の改善を図る。

小学校 体育・中学校 保健体育

◇本年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できる学習過程を工夫し、運動の楽しさや喜びを味わえる授業の実践
(3)　健康・安全について、小学校では、基礎的・基本的な内容を実践的に理解できるようにし、中学校では、科学的に理解できるようにする保健教育の実践

◇現状と課題
- **運動の特性や魅力を十分に味わうことのできる授業実践**
- **指導内容の明確化を図るとともに、発達の段階を踏まえた指導と評価の計画の作成**
- **運動領域（体育分野）と保健領域（保健分野）を関連させた指導の充実**
- **体育的活動時の事故防止**

(2)　資質・能力の三つの柱の育成がバランスよく実現できる学習過程を工夫し、運動の楽しさや喜びを味わえる授業の実践
- 学校や地域の実態及び児童生徒の心身の発達の段階や特性、各学校種間の関連を十分考慮して、２学年間や小学校６年間、中学校３年間の見通しを立てて指導計画を作成し、日常的な活用及び見直しを図る。
- 指導内容の明確化を図り、それらが確実に身に付くような指導方法を工夫する。
- 指導内容の定着を確実に評価する方法と、評価を次の指導に生かす方法を工夫し、指導と評価の一体化を図る。
- 体育と保健を一層関連させて指導する。

(3)　健康・安全について、小学校では基礎的・基本的な内容を実践的に理解できるようにし、中学校では科学的に理解できるようにする保健教育の実践
- 小学校では健康な生活を送る資質や能力の基礎を培う観点、中学校では生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成する観点を踏まえ、系統性のある指導ができるように、指導内容を明確にする。
- 健康に関心をもてるようにし、健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫改善に努める。

小学校 外国語・外国語活動

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　児童がコミュニケーションを図る楽しさを体験できる言語活動の充実
(3)　指導計画の作成と指導改善のための指導と評価サイクルの確立

◇現状と課題
- **授業における ICT の活用**
- **言語活動の充実**
- **個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実**
- **小中連携の推進**
- **学習評価の適切な理解と実施**

(2)　児童がコミュニケーションを図る楽しさを体験できる言語活動の充実
- 実際に外国語を聞いたり、話したりして、（高学年においては併せて、読んだり、書いたりして、）相手意識をもってコミュニケーションを図る楽しさを体験できる活動を充実させる。
- 児童の生活や他教科等や学校や地域行事と関連させた、コミュニケーションの目的や場面、状況等を明確に設定した言語活動を行う。
- 児童が学んだ内容が実際の生活において活用できることを実感できるようにする。
- 単元の初めに目標を児童と共有し、児童が学習の見通しを持ち、中間指導により活動を振り返りながら、繰り返し言語活動に取り組み、言語活動を通して資質・能力の育成を図る。
- 小学校と中学校の指導の継続性を図るために、小中間の情報交換や交流などを定期的に行えるよう小中連携を図る。

(3)　指導計画の作成と指導改善のための指導・評価サイクルの確立
- 児童の実態や学習段階を考慮し、学年ごとの目標を適切に設定する。
- ３観点・５領域による学習評価の方法を正しく理解し、適切に評価を行えるようにする。
- 年間・各学期・各単元を見通し、十分に指導をした上で、適切な場面・方法で評価を行えるよう、評価の一体化を図る単元計画を立てる。
- 児童の自己評価（振り返り）や指導に生かす評価を通して、教員の指導上の課題を見出し、指導改善が図れるようＰＤＣＡサイクルを確立する。

中学校 外国語

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　言語活動の充実を目指した授業改善の推進
(3)　指導計画の作成と指導改善のための指導・評価サイクルの確立

◇現状と課題
・学習指導要領の円滑な実施
・資質・能力を育成するための言語活動の充実
・小中連携の推進
・指導と評価の一体化
・学習到達目標（CAN-DO リスト）の設定と活用
・ICT 等を活用した言語活動の工夫

(2)　言語活動の充実を目指した授業改善の推進
- 外国語を使用して互いの気持ちを伝え合うなどのコミュニケーション活動を一層充実させる。
- コミュニケーションを行う目的や場面、状況等を明確にした言語活動を設定する。
- 言語材料は場面設定や題材と関連付けをして指導したり、繰り返し活用させたりすることでその定着を図る。
- 小学校外国語活動や外国語の学習内容や指導方法を把握することで、小学校からの学びを中学校段階へ接続させ、系統的な指導を行う。

(3)　指導計画の作成と指導改善のための指導・評価サイクルの確立
- 指導計画の作成により、単元を通して育成すべき資質・能力を明らかにし、教員間で共有する。
- 「英語を使って何ができるようになるか」という観点から３学年間の学習到達目標を明確に設定し、活用する。
- ＩＣＴ等を活用した効果的な言語活動を工夫し、「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」を通して学んだ簡単な語句や基本的な表現を繰り返し活用し定着を図る。
- ３観点・５領域による評価の方法を正しく理解し、適切な評価を行えるようにする。
- 評価規準に照らしてパフォーマンステスト等で適切に評価し、適宜フィードバックする。
- 児童の自己評価（振り返り）や指導に生かす評価、埼玉県学力・学習状況調査の結果分析を通して、教員の指導上の課題を見出し、指導改善が図れるよう PDCA サイクルを確立する。

小・中学校　特別の教科 道徳

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　道徳科における学習指導の創意工夫
(3)　児童生徒の成長を認め、励ます評価と、自らの指導に対する評価・改善

◇現状と課題
・道徳科の授業におけるＩＣＴの効果的な活用
・「考え、議論する道徳」の授業に向けた指導方法の工夫改善
・道徳科における指導と評価の一体化

(2)　道徳科における学習指導の創意工夫
- 道徳的価値の理解を自分との関わりで深め、多面的・多角的に考えられるよう指導を工夫する。
- 児童生徒の主体的な学びとするため、児童生徒自らが道徳的価値を実現するための課題や目標、及び道徳性を養うことのよさや意義について考えることができるよう指導を工夫する。
- 指導のねらいや教材の特質、児童生徒の実態に応じて効果的な指導方法を取り入れる。
- 教科用図書に加え、本県の特色を生かした「彩の国の道徳」などの地域教材を活用する。
- 道徳科の授業を積極的に公開したり、保護者や地域の方の参加型授業を行ったりする。

(3)　児童生徒の成長を認め、励ます評価と、自らの指導に対する評価・改善
- 児童生徒の評価は、道徳科の学習活動に着目して行い、児童生徒が自らの成長を実感し、意欲の向上につなげていくことができるようにする。
- 児童生徒の評価は、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった視点を重視する。
- 教師自らの指導を評価し、指導の改善・充実に取り組む指導と評価の一体化を実現する。

小・中学校　総合的な学習の時間

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　地域や学校、児童生徒の実態に応じた、創意工夫を生かした全体計画及び年間指導計画の作成・改善
(3)　主体的・対話的で深い学びの実現を目指した指導と評価の工夫

◇現状と課題
- **どのような資質・能力を育成するのかや、各教科等の関連を明らかにすることについては取組の差がある。**
- **探究のプロセスの中でも「整理・分析」「まとめ・表現」に対する取組の差がある。**

(2)　地域や学校、児童生徒の実態等に応じた、創意工夫を生かした全体計画及び年間指導計画の作成・改善
- 総合的な学習の時間の特質に応じて、効果的な学習が展開できるように、各学校において定める目標、「目標を実現するにふさわしい探究課題」及び「「探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力」で構成する内容について明記した全体計画や、１年間の流れの中で各教科等との関連を見通した年間指導計画（単元配列表）などを作成し、活用を図る。その際、学習活動、指導方法、指導体制、学習の評価等についても、その基本的な内容や方針等を概括的・構造的に示したり、必要に応じて他教科等における学習活動を書き入れ、総合的な学習の時間における学習活動との関連を示したりして作成する。
- 年度当初に立てる計画は、学習活動の展開や児童・生徒の取組や願いを随時把握し、育てたい資質・能力と照らし合わせながら、必要に応じて適宜見直していくなど弾力的な運用に耐えうる柔軟なものにする。

(3)　主体的・対話的で深い学びの実現を目指した指導と評価の工夫
- 学習過程を探究的にするために、「課題の設定」「情報の収集」「整理・分析」「まとめ・表現」という探究のプロセスを何度も繰り返したり、他者と協働して主体的に取り組む学習活動にしたりして、学習の質を高める。
- 教科等の枠を超えて探究する価値のある課題について、各教科等で身に付けた資質・能力を活用・発揮しながら取り組むようにする。その際、整理・分析場面で「考えるための技法」を用いた思考を可視化する思考ツールを活用したり、まとめ・表現場面で相手意識や目的識を明確にした学習活動を行ったりする。
- 評価を行うに当たっては、評価の解釈や方法等を統一したり、評価規準や評価資料を検討して妥当性を高めたりして、児童・生徒の学習状況を的確に捉える。

小・中学校　特別活動

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　特質の違いを踏まえた学級活動の指導の充実
(3)　児童会活動（生徒会活動）、クラブ活動、学校行事それぞれの特質を踏まえた指導の展開

◇現状と課題
- **特別活動の授業におけるＩＣＴの効果的な活用**
- **話合い活動の充実**
- **各活動、学校行事それぞれの特質を踏まえた指導の展開**

(2)　特質の違いを踏まえた学級活動の指導の充実
- 学級や学校での生活をよりよくするための課題を見いだし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力するといった児童生徒の自発的、自治的な活動が一層充実するよう指導する。
- 学級活動(2)(3)においては年間計画に基づき、学級での話合いを生かして、一人一人が意思決定し、実践できるよう適切な題材設定、指導方法を工夫する。

(3)　児童会活動（生徒会活動）、クラブ活動、学校行事それぞれの特質を踏まえた指導の展開
- 学級活動、児童会活動（中学校は生徒会活動）、及びクラブ活動（小学校）の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、児童生徒の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにする。
- 学校行事については、内容の精選、見直しを図るとともにねらいを明確にし、各教科等との関連を図りながら内容の充実に努める。入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。また入学式や卒業式などにおける国旗及び国歌の指導に当たっては、社会科や音楽科における指導などとの関連を図り、国旗及び国歌に対する正しい認識をもたせ、それらを尊重する態度を育てる。

４　高等学校

高等学校国語

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　学習指導要領の趣旨を踏まえた教科･科目の目標及び生徒の実態に即した指導計画の作成
(3)　生徒の主体的な学習活動を重視した授業展開の工夫
(4)　指導と評価の一体化

◇現状と課題
・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善
・３観点による評価についての理解と実践

(2)　学習指導要領の趣旨を踏まえた教科・科目の目標及び生徒の実態に即した指導計画の作成
・国語を尊重する態度を育てるとともに、実生活で生きてはたらき、各教科の学習の基本となる国語の能力を身に付ける。
・各学校の年間指導計画の作成に当たっては、学習指導要領に掲げる教科・科目の「目標」及び「内容」を十分に踏まえ、地域や学校及び生徒の実態に応じて作成する。その際、中学校までの指導との円滑な接続を図り、系統性に配慮した内容とすることが大切である。

(3)　生徒の主体的な学習活動を重視した授業展開の工夫
・「言葉の特徴や使い方に関する事項」「情報の扱い方に関する事項」及び「我が国の言語文化に関する事項」は、「話すこと・聞くこと」「書くこと」及び「読むこと」に示す指導事項を通して指導することを基本とし、相互に密接な関係を図りながら、思考力・判断力・表現力等を育成する。
・言語活動の充実を図り、主体的な学習活動を通して、生徒の学習意欲を高め、指導内容を着実に身に付けさせるよう、生徒の実態に応じて適切な工夫を行う。

(4)　指導と評価の一体化
・「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の３つの観点に基づき、学校や生徒の実態に応じた適切な目標及び評価規準、評価方法を設定し、指導と評価の一体化に努める。

高等学校地理歴史

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　科目間の関連を重視した指導計画の作成と指導と評価の一体化
(3)　思考力、判断力、表現力等の育成を重視した授業展開の工夫
(4)　国際社会に主体的に生きる資質・能力の育成

◇現状と課題
・学習指導要領と新しい科目への対応
・思考力、判断力、表現力等の育成ための授業改善
・予測困難な時代に国際社会で主体的に生きる人財の育成

(2)　科目間の関連を重視した指導計画の作成と指導と評価の一体化
・各科目の目標を的確に把握し、中学校社会科における学習の成果を踏まえて、地理領域科目、歴史領域科目それぞれの科目相互の関連を重視して指導内容の構成を図る。
・観点別学習状況の評価の観点・趣旨を踏まえ、適切な評価規準を作成し、評価方法等を工夫・改善してより一層妥当性・信頼性ある評価を行う。
・評価の結果を生徒一人一人の学習意欲の喚起や学習活動の改善に生かす工夫をするなど、指導と評価の一体化に努める。

(3)　思考力、判断力、表現力等の育成を重視した授業展開の工夫
・生徒や地域の実態に応じて、思考力、判断力、表現力等を育成する指導方法を工夫する。適切な主題を設定し、探究する学習を段階的・継続的に行う。
・ＩＣＴを活用しながら、作業的・体験的な学習や、地図や統計、史資料など各種の資料から得られる情報を集めて読み取り、多面的・多角的に考察させ、自分の考えを表現させることを重視する。

(4)　国際社会に主体的に生きる資質・能力の育成
・我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生き、平和で民主的な国家・社会を形成する日本国民として必要な資質と能力を養うとともに、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を養う。

高等学校公民

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　学習指導要領の趣旨を踏まえた教科・科目の目標及び生徒の実態に即した指導計画の作成
(3)　指導内容、指導方法及び評価方法の創意工夫
(4)　主権者教育の推進

◇現状と課題
- **学習指導要領と新しい科目への対応**
- **指導と評価の一体化に向けた、授業及び学習評価の改善**
- **選挙権年齢や成年年齢の引き下げへの対応**

(2)　学習指導要領の趣旨を踏まえた教科・科目の目標及び生徒の実態に即した指導計画の作成
- 公民科及び各科目の目標を踏まえ、中学校社会科、地理歴史科等との関連を図る。
- 必履修科目である「公共」の大項目のつながりや小項目の構成やねらいを踏まえた指導計画を作成する。
- 生徒の実態等を把握し、生徒の学習に対する興味や関心を喚起するよう工夫する。

(3)　指導内容、指導方法及び評価方法の創意工夫
- 考察したことや構想したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなどの言語活動の充実を図る。
- 諸資料から、様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習活動の充実を図る。
- 観点別学習状況の評価の観点・趣旨を踏まえ、適切な評価規準を作成し、評価方法等を工夫・改善してより一層妥当性・信頼性ある評価を行う。
- 評価の結果を生徒一人一人の学習意欲の喚起や学習活動の改善に生かす工夫をするなど、指導と評価の一体化に努める。

(4)　主権者教育の推進
- 各学校において、教育の政治的中立性を確保しつつ、生徒が政治や選挙に関する理解を深める取組を推進する。
- 我が国や地域の課題を、多面的・多角的に理解し考察する中で、自分なりの考えを形成し、根拠をもって自分の考えを主張しつつ、他人の考えに耳を傾け、合意形成を図っていくことができるよう、主権者教育の一層の充実を図る。

高等学校　数学

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　「目標・内容・方法・評価」を一体化させた単元指導計画の作成
(3)　数学的活動の充実による、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成

◇現状と課題
- **ＩＣＴ活用能力の高い教員はいるものの、教員の活用能力の差が大きい。**
- **学習評価の結果が生徒の具体的な学習改善につながっていない。**
- **評価のための「記録」に労力が割かれ、指導に注力できない。**

(2)　「目標・内容・方法・評価」を一体化させた単元指導計画の作成
- 学習指導要領の数学科の目標及び各科目の目標を踏まえ、単元や題材等における目標を設定する。
- 設定した目標の成果を測る評価方法を開発するとともに、観点別評価を適切に運用し、評価を生徒の学習改善や教員の指導改善につながるものにしていく。
- 学習内容を踏まえ学習方法や指導方法を工夫し、目標・評価と有機的に関連付け生徒の学びを最大化できるよう努める。

(3)　数学的活動の充実による、知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成
- 生徒が「事象を数量や図形及びそれらの関係についての概念等に着目してその特徴や本質をとらえること」ができるよう授業等を通じて支援する。
- 生徒が「目的に応じて数、式、図、表、グラフ等を活用しつつ、論理的に考え、問題解決の過程を振り返るなどして既習の知識・技能を関連付けながら、統合的・発展的に考えたり、体系的に考えたりすること」ができるよう授業等を通じて支援する。
- 日常生活や社会の事象などを数理的に捉え、数学的に表現・処理し、問題を解決し、解決過程を振り返り得られた結果の意味を考察する機会を設定する。
- 数学の事象から問題を見いだし、数学的な推論などによって問題を解決し、解決の過程や結果を振り返って統合的・発展的、体系的に考察する機会を設定する。

高等学校　理科

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　学習指導要領の趣旨を踏まえ、生徒の実態に即した指導計画と評価計画の作成
(3)　観察、実験の実施及び大学や研究機関、博物館等との連携強化

◇現状と課題
- **理科の授業におけるＩＣＴの積極的な活用**
- **実験や観察以外においての探究的活動の充実**
- **大学や研究機関、博物館等との積極的な連携**

(2)　学習指導要領の趣旨を踏まえ、生徒の実態に即した指導計画と評価計画の作成
- 生徒一人一人の能力・適性・興味・関心、進路希望等に応じて自然現象を深く学び、自然を探究する能力や態度を高められるよう、指導計画を作成する。
- 学習のねらいや目標を達成するために、観点別評価を踏まえ、学習の過程や成果を評価するなど多様な評価方法を計画的に位置付ける。

(3)　観察、実験の実施及び大学や研究機関、博物館等との連携強化
- 科学や科学技術の成果と日常生活や社会の関連性にも留意し、理科に対する興味・関心を高め理科を学ぶことの意義や有用性を実感させるため、身近な事象に関連した観察、実験を積極的に行う。
- 大学や研究機関、博物館、科学館、植物園，動物園，水族館などと積極的に連携、協力を図るよう努める。
- 遺伝子組換え実験や動物を使った観察・実験等においては、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律や動物の愛護及び管理に関する法律を踏まえ、適切に行う。

○事故防止
- 観察、実験、野外観察、調査などの指導に当たっては、関連する法規等に従い、事故防止について十分留意する。
- 実験器具や薬品等の正しい取扱い方法を十分指導し、必要に応じて保護眼鏡、白衣を着用させるなど安全対策に万全な対策を取る。

高等学校　保健体育

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　学習指導要領の趣旨に則った指導計画の作成と指導と評価の改善
(3)　健康・安全について理解を深め、生涯を通じて健康課題の解決や健康の保持増進を実践することのできる資質・能力の育成

◇現状と課題
- **１２年間の系統性を踏まえた指導内容の見直し**
- **運動やスポーツとの多様な関わり方を重視した指導計画と内容の取扱いの充実**
- **体育と保健の関連を図った指導の充実**
- **体育的活動時の事故防止**

(2)　学習指導要領の趣旨に則った指導計画の作成と指導と評価の改善
- 体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を育成することを目指す。
- 運動の領域等学習内容の取扱いについては、生徒が選択して履修することができるよう配慮するとともに、「共生」の視点を踏まえ男女共習を原則とした指導方法の工夫を図る。
- 三つの資質・能力を育成する指導内容を明確にし、運動の楽しさや喜びを味わうことができるよう授業の改善を図りながら、バランスよく評価する。
- 健康の保持増進と体力の向上に係る必要性について理解を深められるようにし、自己の状況に応じて体力の向上を図るための資質・能力を育成する。

(3)　健康・安全について理解を深め、生涯を通じて健康課題の解決や健康の保持増進を実践することのできる資質・能力の育成
- 保健の見方・考え方を働かせ、生涯を通じて自他や社会の健康に関する課題を解決していくための資質・能力の育成を図る。
- 「保健」と「体育」の内容を関連付け、健康な生活と運動やスポーツとの関わりを深く理解したり、心と体が密接に関連していることを実感したりできるよう留意する。

高等学校　音楽

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　音楽Ⅰ、音楽Ⅱ、音楽Ⅲの趣旨を生かした生徒の実態に即した指導計画の作成
(3)　感性を高め、創造性と豊かな情操を養う授業の工夫

◇現状と課題
- **生徒が「何を身に付けるか」を明確にして、系統的に指導計画を作成する必要がある。**
- **「指導と評価の一体化」や「観点別評価」について、より一層の理解が求められる。**

(2)　音楽Ⅰ、音楽Ⅱ、音楽Ⅲの趣旨を生かした生徒の実態に即した指導計画の作成
- 生徒や学校、地域の実態等を考慮し適切な指導と評価の計画を作成する。
- 音楽科で育成を目指す資質・能力を明確にし、〔共通事項〕を要として各領域や分野のそれぞれの指導事項を有機的に関連付けて指導できるように題材の設定を工夫する。
- 年間指導計画については、題材同士の接続性や関連性を考えて各題材の配列を工夫する。

(3)　感性を高め、創造性と豊かな情操を養う授業の工夫
- 「音楽的な見方・考え方」を働かせる場面を設定するとともに、生徒が音楽活動を通して、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力を育成できるよう指導を工夫する。
- 題材において、生徒の思考・判断のよりどころとなる主な音楽を形づくっている要素を明確にした授業を実践し、「指導と評価の一体化」を図る。

高等学校　美術

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　生徒の実態に即した指導と評価計画の作成
(3)　生活や社会の中の美術や美術文化に関する学習の充実及び美術における言語活動の充実
(4)　観点別学習状況評価の研究

◇現状と課題
- **「指導と評価の一体化」や「観点別評価」について、より一層の理解が求められる。**
- **生徒が主体的に対話を通して表現や鑑賞に取り組むよう計画を立てる必要がある。**

(2)　生徒の実態に即した指導と評価の計画を作成
- 指導計画の作成に当たっては、教科・科目の目標を踏まえ、中学校美術との関連を十分考慮し、主体的に学習活動へ取り組むことができる魅力的な題材の設定に努める。
- 美術作品を描くことやつくること、見ることに加え、身の回りにある様々な造形から、そのよさや美しさなどを感じ取る学習の充実を図る。
- 生涯学習社会の一層の進展に対応するため、生涯にわたり美術を愛好する心情を育てることを重視する。
- 生徒の良い点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにするなど、指導と評価の一体化に努める。

(3)　生活や社会の中の美術や、美術文化に関する学習の充実及び美術における言語活動の充実
- 鑑賞の指導については、表現活動と関連を図り適切かつ十分な授業時数を確保し、新しい題の開発に努める。
- 生徒一人一人が個性を尊重し合いながら、美術作品やお互いの作品について批評し合い、作品の見方、感じ方を広げ、深めるような指導の工夫に努める。
- 知的財産の保護と活用に関する内容の充実に努め、創造性を尊重する態度の育成を図る。

(4)　観点別学習状況評価の研究
- 「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の評価の観点及びその趣旨を研究し、新学習指導要領に沿った、観点別学習状況の評価基準、評価方法等の計画を立てることが重要である。

高等学校　工芸

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　生徒の実態に即した指導と評価計画の作成
(3)　生活や社会の中の工芸や、工芸の伝統と文化に関する学習の充実及び工芸における言語活動の充実
(4)　観点別学習状況評価の研究

◇現状と課題
・「指導と評価の一体化」や「観点別評価」について、より一層の理解が求められる。
・生徒が主体的に対話を通して工芸作品の制作や鑑賞に取り組むよう計画を立てる必要がある。

(2)　生徒の実態に即した指導と評価計画の作成
・指導計画の作成に当たっては、教科・科目の目標を踏まえ、中学校美術との関連を十分考慮し、主体的に学習活動へ取り組むことができる魅力的な題材の設定に努める。
・工芸が自然や人々の生活にどのようにかかわっているかを考え、工芸が生活や社会の中で果たしている役割について理解する学習の充実を図る。
・生涯学習社会の一層の進展に対応するため、生涯にわたり工芸を愛好する心情を育てることを重視する。
・生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにするなど、指導と評価の一体化に努める。

(3)　生活や社会の中の工芸や、工芸の伝統と文化に関する学習の充実及び工芸における言語活動の充実
・鑑賞の指導については、表現活動と関連を図り適切かつ十分な授業時数を確保し、新しい題材の開発に努める。
・生徒一人一人が個性を尊重し合いながら、工芸作品や互いの作品について批評し合い、作品の見方、感じ方を広げ、深めるような指導の工夫に努める。
・知的財産の保護と活用に関する内容の充実に努め、創造性を尊重する態度の育成を図る。

(4)　観点別学習状況評価の研究
・「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」の評価の観点及びその趣旨を研究し、学習指導要領に沿った、観点別学習状況の評価基準、評価方法等の計画を立てることが重要である。

高等学校　書道

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　生徒の実態に即した指導計画の作成
(3)　学習指導要領の趣旨に基づいた授業の構想・工夫

◇現状と課題
・「指導と評価の一体化」や「観点別評価」について、より一層の理解が求められる。
・生徒の思考力・判断力・表現力等を育成する授業の構想

(2)　生徒の実態に即した指導計画の作成
・年間指導計画の作成に当たって、各科目の「目標」、「内容」を踏まえた具体的な指導目標を設定し、地域や学校及び生徒の実態に応じて指導内容を適切に設置する必要がある。
・書道Ⅰの表現領域においては、「漢字仮名交じりの書」、「漢字の書」、「仮名の書」の３分野全てを扱い、中学校国語科の書写と高等学校芸術科書道との関連を十分配慮して書写能力の向上を図り、表現と鑑賞の基礎的な能力を伸ばすようにする。

(3)　学習指導要領の趣旨に基づいた授業の構想・工夫
・書道の「表現」及び「鑑賞」の活動を通して、書の伝統と文化を尊重する態度や、生涯にわたり書を愛好する心情を育てるとともに、作品についてお互いに批評し合うなど言語活動の充実に努める必要がある。
・授業に当たっては、教具・教材の開発に努め、生徒の思考力・判断力・表現力等を育成する学習活動を構想し、常に指導方法を工夫・改善する必要がある。
・指導内容を検討する際には、生徒の特性等を考慮し、表現領域の３分野における各書体や篆刻・刻字等を幅広く加え、学習の深化を図ることが大切である。

高等学校　外国語（英語）

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　外国語（英語）によるコミュニケーション能力の育成
(3)　４技能を有機的に関連付けた指導と評価の一体化

◇現状と課題
- **授業における ICT の効果的活用**
- **言語活動の充実**
- **評価も含めた年間指導計画**
- **パフォーマンステストの実施**
- **５領域対応 CAN-DO リストの活用**

(2)　外国語（英語）によるコミュニケーション能力の育成
- 外国語（英語）によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、４技能の統合的な言語活動を通し、コミュニケーションを図る資質・能力の育成を目指す。
- 授業は外国語（英語）で行うことを基本とし、声がけや発問を工夫するほか、様々な場面を設定して言語活動を充実させ、生徒の理解の程度などに配慮して指導する。

(3)　４技能を有機的に関連付けた指導と評価の一体化
- 学習指導要領における外国語（英語）科の目標を的確にとらえ、多様な生徒の実態に即した、系統的、発展的指導ができるよう適切な指導計画を作成し指導する。
- 評価の方法や時期などを指導計画の中で適切に位置付け、それらの積み重ねによって生徒の成長や状況を総合的に評価することが重要である。
- 指導の過程において、生徒の学習に対する努力や意欲などを多面的・総合的に評価し、生徒にフィードバックすることにより、学習意欲を喚起し、学習の改善に生かされるようにする。
- ４技能を総合的に指導する場合、それぞれの技能を適切に評価する必要があり、設定した評価規準及び評価方法に沿って、観点別に評価を行うことが重要である。
- ５領域に対応したＣＡＮ－ＤＯリストは、年間指導計画や単元計画と連動させ、生徒とも共有し、パフォーマンステストを実施する場面でも活用し、定期考査や指導の改善につなげる。

高等学校　家庭

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　学習指導要領の趣旨を踏まえた教科･科目の目標及び生徒の実態に即した指導計画の作成
(3)　主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力の育成
(4)　指導と評価の一体化

◇現状と課題
- **主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善**
- **消費生活・環境に関する学習内容の充実**
- **３観点による評価についての理解と実践**

(2)　学習指導要領の趣旨を踏まえた教科･科目の目標及び生徒の実態に即した指導計画の作成
- 年間指導計画の作成に当たっては、学習指導要領の教科・科目の目標及び内容を十分に踏まえ、学校や地域、生徒の実態に応じて作成する。
- 実験・実習などの実践的・体験的な学習により、生涯の見通しを持ち、よりよい生活を送るための能力と態度の育成を目指して指導計画を作成する。
- 消費生活に関わる内容について指導の充実を図り、契約の重要性と消費者保護の仕組みに関する内容を関係機関と連携を図り、充実させる。

(3)　主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力の育成
- 小・中・高等学校との系統性を踏まえつつ、高等学校における発達の段階に応じた意思決定能力、問題解決能力を育成する。
- 生徒が家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして解決策を構想し、実践を評価・改善して、新たな課題の解決に向けた学習ができるよう「ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」との連携を図る。

(4)　指導と評価の一体化
- ３観点の趣旨を理解し、生徒の学習意欲を高める学習指導の改善につながる効果的な評価方法となるよう工夫する。

高等学校　情報

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　義務教育段階における学習状況等を十分に配慮した指導計画の作成
(3)　指導方法の工夫と教材開発

◇現状と課題
・大学入学共通テストの開始
・「情報Ⅱ」の本格的な開始

(2)　義務教育段階における学習状況等を十分に配慮した指導計画の作成
・指導計画の作成に当たっては、「情報活用の実践力」、「情報の科学的な理解」、「情報社会に参画する態度」をバランスよく身に付けさせることを考慮する。
・義務教育段階における学習状況や能力・適性、興味・関心等、生徒の実態を十分に配慮し、各観点の指導について考慮することが必要である。
・実践的・主体的な情報活用能力の育成を図るため、体験的な学習を効果的に設定する。

(3)　指導方法の工夫と教材開発
・教科に関する専門的教養を深め、情報技術の進展に対応して教材を適宜見直すなど、指導力の向上に努める。
・生徒の学習の実現状況を適切に評価し、その評価を指導に生かすため、単元の目標を明確にして、適切に評価規準を設定する工夫・改善を図る。
・情報機器を活用した学習を行うに当たっては、生徒の健康に配慮した適切な作業環境を整え、生徒が望ましい習慣を身に付けることができるように留意する。
・カリキュラム・マネジメントを行い、各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、学校教育目標を踏まえた教科等横断的な視点で、その目標の達成に必要な教育の内容を組織的に配列していくこと。

高等学校　農業

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　学習指導要領の趣旨を踏まえ、課題解決能力を培う指導と評価の工夫
(3)　地域や産業界、農業関連機関等との連携の強化及び人間性豊かな職業人の育成
(4)　施設・設備の活用と安全指導及び、生産活動の持続性を確保するための教育の実施

◇現状と課題
・次代の産業人材の育成を踏まえた主体的・対話的で深い学びの授業改善
・地域や外部機関等との積極的な連携

(2)　学習指導要領の趣旨を踏まえ、課題解決能力を培う指導と評価の工夫
・実験・実習に配当する授業時数を十分確保し、新たな時代の持続可能な農業を支える人材に必要な基礎的・基本的な知識と技術の確実な習得や、創意工夫を生かした指導ができるようにする。
・地域や学校及び生徒の実態に応じて適切で効果的な学習が展開できるよう、各学科の教育内容を精選し、授業の構造化を図る。
・各科目においてプロジェクト学習を推進し、多様化した農業への就業意欲を醸成するとともに、自発的な学びを促す指導に努める。
・基礎的・基本的な知識と技術を土台として、科学的思考力・課題解決能力・創造力などを育むための実践的・探究的な学習活動に努める。

(3)　地域や産業界・農業関連機関等との連携の強化及び人間性豊かな職業人の育成
・地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的・体験的な学習活動を推進する。
・外部人材を活用した授業等を充実させ、高い職業意識や規範意識、コミュニケーション能力等を育成し、実践力を身に付けさせるよう工夫する。
・産業現場における長期間の実習については、積極的に推進する。

(4)　施設・設備の活用と安全指導及び生産活動の持続性を確保するための教育の実施
・施設・設備については計画的な点検・整備に努め、機能的で効果的な活用を図る。
・実験・実習の指導に当たっては、関連する法規等に従い、施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し、事故防止の指導を徹底するとともに、農業生産工程管理（ＧＡＰ）に関する教育を推進する。
・総合教育センター江南支所と機能連携を図る。

高等学校　工業

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　工業の各分野の理解を深めるとともに関連技術を習得させる指導計画の作成
(3)　生徒一人一人に応じた指導方法の工夫
(4)　次代の産業に必要とされる知識･技術の習得と継続教育の推進
(5)　施設・設備の整備と安全教育の徹底

◇現状と課題
・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善
・現代及び次代の産業界が求める職業人材の育成

(2)　工業の各分野の理解を深めるとともに関連技術を習得させる指導計画の作成
・指導計画の作成にあたっては、産業界で必要とされる工業の各分野について体系的・系統的に理解させるとともに、関連する技術を身に付けさせることに重点を置く。
・主体的・対話的で深い学びの授業改善の視点を踏まえ、工業が目指す資質・能力及び思考力、判断力、表現力などの育成、その評価の観点との関係も十分に考慮する。

(3)　生徒一人一人に応じた指導方法の工夫
・実践的・体験的な学習を中心とする工業教育においては、生徒一人一人の能力や特性に目を向け、学習の過程や知識・技術を習得しようとする態度に配慮し授業を計画する。
・資格習得や産業財産権取得などを目指した学習、就業体験の実施等により、就業観及び技術者としての倫理観の育成を図る。

(4)　次代の産業に必要とされる知識・技術の習得と継続教育の推進
・産業構造の変化や情報化社会の進展に対応した、次代の産業を担うスペシャリストを育成する観点から、デジタル加工機などの積極的な活用を推進する。
・地域や外部機関等と連携協力し、実社会に即した実践的な職業教育を取り入れる。

(5)　施設・設備の整備と安全教育の徹底
・施設・設備については、日常の点検・整備を実施し学習環境を整え、有効活用を図る。
・安全教育については、常に注意を促し事故防止意識を高める指導を徹底する。

高等学校　商業

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　学習指導要領の趣旨を踏まえた学校や地域、生徒の実態に応じた指導計画の作成
(3)　主体的･対話的で深い学びの実現に向けた授業展開の工夫及び実践的な学習活動の推進

◇現状と課題
・マーケティング分野及びマネジメント分野の学習の充実
・地域や産業界と連携した学習活動の充実
・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(2)　学習指導要領の趣旨を踏まえた学校や地域、生徒の実態に応じた指導計画の作成
・年間指導計画の作成に当たっては、学習指導要領の教科・科目の目標及び内容を十分に踏まえ、学校や地域、生徒の実態に応じて作成する。
・目指す学校像と関連付けるなどして、育成を目指す資質・能力を明確にする。
・マーケティング分野及びマネジメント分野の学習の充実を図り、ビジネスの具体的な事例と関連付けて考察する学習活動などを通してビジネスを展開する力を育成する。
・地域や産業界と連携・協働し、社会人講師による授業や就業体験活動の充実を図る。

(3)　主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業展開の工夫及び実践的な学習活動の推進
・協調学習などを取り入れることにより探究活動を充実させ、生徒の主体性・協調性などの育成を図る。
・ケーススタディやビジネスアイディアの検討などの分析・考察・討論を行う学習活動を通し、生徒の創造性や論理力の育成を図る。
・個別の知識・技術の習得に止まることなく、それらが相互に関連付けられるとともに、具体的なビジネスと結び付く学習活動となるよう、体系的・系統的な理解の促進を図る。
・職業資格の取得や競技会、コンクールへの挑戦を通して自ら学ぶ意欲を高める学習活動が求められるが、それらが目的化しないよう十分に留意する。

高等学校　看護

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　学習指導要領の趣旨を踏まえた学校や地域、生徒の実態に即した指導計画の作成
(3)　主体的･対話的で深い学びの実現に向けた授業改善及び実践的・体験的な学習活動の推進
(4)　学習環境の整備と安全・衛生指導の徹底

◇現状と課題
・多職種と連携・協働し、専門性の高い実践力の育成
・地域や医療施設、産業界との連携・交流
・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(2)　学習指導要領の趣旨を踏まえた学校や地域、生徒の実態に即した指導計画の作成
・年間指導計画の作成に当たっては、学習指導要領の教科・科目の目標及び内容を十分に踏まえ、学校や地域、生徒の実態に応じて作成する。
・医療・看護技術の高度化を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技術を確実に習得させるとともに、それを基に生涯にわたって学び続ける態度の育成を目標として指導計画を作成する。
・生徒の学習状況を観点別評価等で分析的に捉え、適切に評価し、指導に生かすとともに、評価方法や評価の時期を工夫し、生徒の学習意欲の向上を図る。

(3)　主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善及び実践的・体験的な学習活動の推進
・多職種と連携を意識した協調学習などを取り入れることにより探究活動を充実させ、問題解決能力の育成を図る。
・患者の状況に対応した適切な看護ケアが実践できる人材を育成するため、専門家による高い看護判断能力、創造性の育成などを重視した実験・実習を充実する。
・看護が実施されている多様な施設での実習を充実させ、チーム医療や多職種との協働についての理解を深める。

(4)　学習環境の整備と安全・衛生指導の徹底
・施設・設備や薬品等の安全管理と学習環境の整備充実に努める。
・事故防止や感染予防などの指導を徹底し、生徒の安全と衛生に十分配慮する。

高等学校　福祉

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　学習指導要領の趣旨を踏まえた学校や地域、生徒の実態に即した指導計画の作成
(3)　主体的･対話的で深い学びの実現に向けた授業改善及び実践的･体験的な学習活動の推進
(4)　学習環境の整備と安全・衛生指導の徹底

◇現状と課題
・福祉のニーズの高度化と多様化
・倫理的課題やマネジメント能力・多職種協働の推進
・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(2)　学習指導要領の趣旨を踏まえた学校や地域、生徒の実態に即した指導計画の作成
・年間指導計画の作成に当たっては、学習指導要領の教科・科目の目標及び内容を十分に踏まえ、学校や地域、生徒の実態に応じて作成する。
・社会福祉の理念と社会的な意識を理解させ、福祉従事者に必要な倫理観やマネジメント能力を育成するとともに、多職種協働や介護ロボットなどについても取り上げる。
・少子高齢化の進展や福祉ニーズの高度化と多様化に対応し、質の高い福祉サービスを提供できる人材の育成などを一層重視する。

(3)　主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善及び実践的・体験的な学習活動の推進
・教育内容の改善・充実を図る上で、地域や福祉施設、産業界との連携を図る。福祉における最新の知識や技術を学び、望ましい勤労観や職業観を育成する。
・実験・実習や事例研究などを通し、学んだ知識や技術を活用して主体的・創造的に課題解決できる能力を育成する。
・職業体験活動の機会を設けたり、福祉に関する各分野の第一線で活躍する社会人講師を活用したりするなどの工夫をする。

(4)　学習環境の整備と安全・衛生指導の徹底
・施設・設備や薬品等の安全管理と学習環境の整備充実に努める。
・事故防止や感染予防などの指導を徹底し、生徒の安全と衛生に十分配慮する。

高等学校　総合的な探究の時間

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　適切な目標設定と生徒の実態に応じた年間指導計画の作成
(3)　探究のプロセスを踏まえた生徒の学習活動の充実

◇現状と課題
- **小・中学校における総合的な学習の時間の取組の成果を生かしつつ、より探究的な活動を重視。**
- **学校全体で育てたい資質・能力に対応した計画の必要性。**

(2)　適切な目標設定と生徒の実態に応じた年間指導計画の作成
- 学校や地域、生徒の実態に応じて適切な目標を設定する。
- 目指す学校像と関連付けるなどして、各学校が育成したい資質・能力を踏まえ、各学校の創意工夫を生かした横断的・総合的な学習であることが求められる。
- 地域や社会との関わりを重視する視点も大切である。
- 地域や生徒の実態、課程や学科の特色に応じた計画となるよう創意工夫する。
- 各学校における３年間の教育活動を見据え、各教科・科目及び特別活動との関連を図ることに留意する。

(3)　探究のプロセスを踏まえた学習活動の充実
- 総合的な探究の時間においては、生徒が自ら課題を考え、生徒の興味・関心を十分生かした学習活動を行うことが大切である。
- 他者と協働して問題を解決しようとする学習活動を取り入れる必要がある。
- 情報の収集、整理・分析をしたり、まとめ・表現したりする機会を作るなどしながら、単元等のまとまりを意識し、探究のプロセスを踏まえた一連の学習活動を行うよう留意する。

高等学校　特別活動

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　道徳教育の重点などを踏まえた指導内容の重点化
(3)　ガイダンスとカウンセリングの趣旨を踏まえた指導の充実

◇現状と課題
- **特別活動の授業におけるＩＣＴの効果的な活用**
- **道徳教育の充実**
- **各活動、学校行事それぞれの特質を踏まえた指導の展開**

(2)　道徳教育の重点などを踏まえた指導内容の重点化
- 生徒の資質・能力を十分に育成できるよう、学校の教育計画全体における特別活動の位置付けや目的など全体構想を明確にする。
- 特別活動の全体目標や各内容の目標を受けて、活動を通して育成する資質・能力を重点目標として示す。
- 各教科・科目、総合的な探究の時間等との関連付けを図り、系統的かつ発展的な指導計画を作成することが必要である。
- 人間としての在り方生き方に関しては、本県独自の道徳教材「明日をめざして」などの教材を活用し、望ましい人間関係を形成し、人間としての在り方生き方の自覚などに関わる事項など、重点を置く内容の指導が十分にできるように配慮する。

(3)　ガイダンスとカウンセリングの趣旨を踏まえた指導の充実
- 学校生活への適応や社会的自立、人間としての在り方生き方などに関して、生徒が主体的によりよい自己決定ができるよう、ガイダンスの充実を図る。
- 適切な情報提供や案内・説明などの具体的な指導・援助を一層進めることが必要である。
- 学校におけるカウンセリングは、生徒が自らの意識責任で選択、決定することができるようにするための助言等を、個別に行うことが大切である。
- 生徒一人一人の生き方や進路、学校生活に関する悩みや迷いなどを教師が受け止め、自己の可能性や適性についての自覚を目覚めさせたり、適切な情報を提供したりしながら指導に当たることが大切である。

○国旗掲揚と国歌斉唱の実施
- 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとする。

５　特別支援学校（小・中学校　通級による指導）

特別支援学校（小・中学校特別支援学級　通級による指導）　自立活動

◇今年度の重点
(1)　ＩＣＴを効果的に活用した授業の実践
(2)　学習の状況や結果の適切な評価と評価に基づく個別の指導計画の改善

◇現状と課題
・自立活動の指導は、個々の幼児児童生徒の障害の状態や発達の段階等に即して指導を行うことが基本である。したがって、個々の幼児児童生徒の実態に基づいた個別の指導計画の作成が求められる。

(2)　学習の状況や結果の適切な評価と評価に基づく個別の指導計画の改善
- 障害の状態、発達や経験の程度、興味・関心、生活や学習環境などの実態を的確に把握する。
- 指導すべき課題の相互の関連を検討し、長期的及び短期的な観点から指導目標を設定する。
- 自立活動の内容の中から、個々の指導の目標を達成させるために必要な項目を選定し、それらの項目を相互に関連付けて具体的な指導内容を選択し、指導方法や指導形態等を工夫して個別の指導計画を作成する。
- 学校の教育活動全体を通した自立活動の評価は、学習したことが生活や教科等の学習において生かせているか評価する。
- 評価に基づき個別の指導計画を見直し修正を行い、指導の改善を図る。

Ⅲ　参　考　資　料

教育研究団体（補助対象団体及びそれを構成する研究団体）等の集会等に関する要項

第１　集会を伴う研究活動について

１　県教育委員会が共催（後援）を承認する事業について

⑴　集会の内容

ア　研究団体の一般会員を対象とする県下全域規模の研究集会･研修を含む総会､研究大会、研究発表会、講習会、授業研究会

イ　県教育委員会が特に必要と認めた集会

⑵　集会の日時

原則として、幼稚園、小・中・義務教育学校においては、月曜日及び給与支給日を除く他の曜日の午後に、高等学校、特別支援学校においては、木曜日及び給与支給日を除く他の曜日の午後に実施する。

⑶　集会の回数

研修を含む総会を含めて、年間３回以内とする。そのうち１回は夏季休業中に行うものとする。

⑷　共催（後援）承認申請書の提供

ア　提出先　　県教育委員会

イ　提出期日　　実施日より３週間前まで

ウ　提出部数　　２部

⑸　集会の通知文

ア　通知文の発信人は研究団体長名のみとし、通知文の文末に、付記として共催（後援）承認番号を記載する。

（例）教義指第〇〇号により共催（後援）承認済み

イ　通知文の発送は、全て研究団体が行う。

２　県教育委員会が集会を許可する事業について

⑴　集会の内容

ア　研究団体の特定会員（役員、委員）を対象とする研究活動のための集会

・役員（常任理事、理事）研修会、委員研究会

イ　県教育委員会が特に必要と認めた集会

⑵　集会の日時

ア　原則として、幼稚園、小・中・義務教育学校においては、月曜日及び給与支給日を除く他の曜日の午後に、高等学校、特別支援学校においては、木曜日及び給与支給日を除く他の曜日の午後に実施する。

イ　集会の時刻は、原則として、県単位の場合は午後１時以降、教育事務所単位の場合は午後３時以降とする。

⑶　集会の回数

特別の場合を除き、年間を通して次の回数を限度とする。なお、集会の回数及び内容についてはできるだけ厳選し、効率的に行うよう努めること。

・役員（常任理事、理事）研修会　　４回以内

・委員研修会　　種別ごとに３回以内

⑷　集会許可申請書の提出

ア　提出先

県単位集会……県教育長

教育事務所単位集会……当該教育事務所長

イ　提出期限　　実施日より３週間前まで

ウ　提出部数　　２部

⑸　集会の通知文について

共催（後援）承認の場合と同じ。

第２　研究委嘱学校について

１　教育研究団体（補助対象団体及びそれを構成する研究団体）は、当該教科等の研究調査のため、公立学校に研究委嘱することができる。

２　研究委嘱学校の校数

教育研究団体ごとに１ 校を限度とする。

３　研究委嘱の期限

教育研究団体が必要に応じて決定する。

４　研究委嘱に伴う経費

原則として予算の範囲内で委嘱団体が負担する。

５　研究成果の報告・発表について

⑴　研究委嘱学校長は、研究の成果を委嘱団体長に報告する。

研究報告を受けた団体長は、研究の成果を会員に周知させるため適切な方法により発表する。

⑵　研究成果は、文書または研究発表会形式により発表することができる。

⑶　研究発表形式により研究成果の発表を行う場合の留意点

ア　参加者の範囲は、小・中・義務教育学校は原則として当該教育事務所管内とする。ただし役員に当たる者はこの限りではない。

イ　原則として、幼稚園、小・中・義務教育学校においては、月曜日及び給与支給日を除く他の曜日の午後に、高等学校、特別支援学校においては、木曜日及び給与支給日を除く他の曜日の午後に実施する。

ウ　研究団体長は、県教育長または当該教育事務所長に集会許可申請書を提出し、許可を得る。

エ　研究発表要項（研究紀要）等は、簡潔にして要を得たものとし、必要最小限のページ数と配布数にとどめる。また、Ｗｅｂでの配信に代えるなど工夫し改善を図る。

オ　研究発表会の形式、内容については、従来の慣習にとらわれず、効率的なものとするよう工夫し改善を図る。

６　研究委嘱学校の指導について

⑴　教育研究団体の自主的な研究活動を促進するため、研究委嘱学校の指導は、原則として、当該研究団体が行う。

⑵　指導主事の指導・助言を受ける場合は、研究委嘱学校の所属する市町村教育委員会指導主事もしくは当該教育事務所指導主事の指導・助言を受けることを原則とする。

ア　教育事務所指導主事の派遣を希望する場合は、当該市町村教育委員会教育長を経て派遣申請を行う。

イ　やむを得ず教育局関係課指導主事の派遣を希望する場合は、当該市町村教育委員会教育長、当該教育事務所長を経て派遣申請を行う。

ウ　派遣申請は３週間前までに、研究委嘱学校長が、市町村教育委員会教育長に提出する。ただし県立学校長は、県教育委員会教育長に提出する。

附　則

この要項は、平成２３年４月１日から適用する。

この要項は、令和２年４月１日から適用する。

研究学校等の委嘱に関する要綱

１　趣　旨

この要綱は、子供たちに生きる力を育むことを目指し、特色ある教育活動を展開するため、県内の公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び市町村教育委員会（以下「学校等」という。）に研究を委嘱することに関する基本的事項を定めるものとする。

２　研究の委嘱

埼玉県教育委員会（以下、「県教育委員会」という。）は、別に定める募集要項に基づき、学校等を対象に公募を行い、選考により研究を委嘱するものとする。

３　研究領域及び研究主題

⑴　研究領域

学校等に委嘱する研究領域は、県教育委員会が定める。

⑵　研究主題

研究の委嘱を受けたい学校等（以下、「研究学校等」という。）は、定められた研究領域の中で、研究主題を設定する。

４　研究委嘱の期間

研究委嘱の期間は、別に定める募集要項によるものとする。

５　経　費

研究に必要な経費は、予算の範囲内で県教育委員会が負担する。

６　研究学校等に対する指導・助言

県教育委員会は、学校の自主的な研究を尊重して指導・助言に当たるとともに、教育研究団体等の協力が得られるよう配慮するものとする。

７　研究報告

研究報告等は、研究委嘱を受けた各年度の終了１か月以内に、別に定める様式による研究報告書を県教育委員会に提出するものとする。

８　研究発表会

研究学校等が研究発表会を開催する場合は、次に示す点に留意する。

⑴　参加者の範囲は、小・中・義務教育学校は原則として当該教育事務所管内とする。

⑵　原則として幼稚園、小・中・義務教育学校においては、月曜日及び給与支給日を除く他の曜日の午後に、高等学校、特別支援学校においては、木曜日及び給与支給日を除く他の曜日の午後に実施する。

⑶　初任者研修対象者のいる学校にあっては、初任者は機関研修への参加を優先させるものとする。

⑷　幼稚園長及び小・中・義務教育学校長は、当該教育事務所長に集会許可申請書を提出し、許可を得る。

県立学校長は、県教育委員会教育長に共催承認申請書を提出し、承認を得る。

⑸　研究発表要項（研究紀要）等は、簡潔にして要を得たものとし、必要最小限のページ数にとどめる。

⑹　研究発表会の形式・内容等については、従来の習慣にとらわれず、効率的なものとするよう工夫し改善を図る。

⑺　中間発表会については、原則として紙上発表とし、研究発表会は行わない。

埼玉県教育委員会研究委嘱校一覧

令和６年１月現在（但し、令和４年度委嘱校については、令和４年度指導の重点未掲載分を含む）

幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校

令和４～令和５年度

研究領域等	学　校　名　等
学力向上プロジェクト教員加配校	蕨市立中央東小学校、朝霞市立朝霞第六小学校、朝霞市立朝霞第八小学校、和光市立下新倉小学校、上尾市立西中学校、桶川市立桶川東小学校、北本市立東中学校、川越市立富士見中学校、川越市立南古谷中学校、日高市立高麗川小学校、日高市立高萩小学校、毛呂山町立川角小学校、坂戸市立上谷小学校、鶴ヶ島市立鶴ヶ島中学校、鶴ヶ島市立西中学校、入間市立狭山小学校、ふじみ野市立花の木中学校、東松山市立唐子小学校、皆野市立皆野小学校、上里町立上里中学校熊谷市立大幡小学校、深谷市立本郷小学校、春日部市立春日部南中学校、越谷市立蒲生南小学校、松伏町立松伏第二小学校
道徳教育研究推進モデル校	朝霞市立朝霞第五中学校、越谷市立蒲生南小学校、越谷市立中央中学校
授業時数の弾力化に係るモデル校事業	草加市立瀬崎小学校、新座市立第二中学校、小川町立小川小学校、小川町立東中学校深谷市立八基小学校、熊谷市立三尻中学校、久喜市立久喜小学校、蓮田市立黒浜中学校
学力向上研究校指定事業	伊奈町立小室小学校、東松山市立新宿小学校、寄居町立寄居中学校、加須市立加須西中学校
「未来を生き抜く人財育成」学習保障スクラム事業	県内５校

令和５年度

研究領域等	学　校　名　等
埼玉県英語指導方法改善事業	蕨市立中央東小学校、蕨市立東中学校、日高市立武蔵台小中学校、本庄市立金屋小学校、本庄市立児玉中学校、三郷市立高州小学校、三郷市立南中学校

令和５～６年度

研究領域	学　校　名　等
道徳教育研究推進モデル校	北本市立西小学校、所沢市立並木小学校、ふじみ野市立葦原中学校、熊谷市立江南北小学校、秩父市立荒川中学校
「未来を生き抜く人財育成」学習保障スクラム事業	県内５校

令和５年度～令和７年度

研究領域	学　校　名　等
SDGs の実現に向けた教育の推進事業	上尾市立今泉小学校、上尾市立西中学校、川島町立つばさ南小学校、川島町立つばさ北小学校、川島町立川島中学校、皆野立三沢小学校、皆野町立皆野中学校、蓮田市立黒浜南小学校、蓮田市立蓮田南中学校

令和４～令和５年度

研究領域等	学　校　名　等	研　究　主　題　等	発表日
体力課題解決研究指定校	上尾市立東町小学校	「体育科における見方・考え方を働かせ、児童が三つの資質・能力を身に付けることができる授業提案」 -「わかる」「できる」「活用する」「かかわる」「楽しい」体育授業を通して-	R5.10.17
	川口市立十二月田小学校	「汗をかき、共に学ぶ、運動好きなしわすだっ子の育成」	R5.11.30
	川口市立新郷小学校	「自ら運動に親しみ、豊かなスポーツライフを実現する児童の育成」 -「できる」「楽しい」「続けたい」授業実践を目指して-	R5.11.8
	川口市立並木小学校	「運動の楽しさや喜びを味わい、主体的に運動に取り組む児童の育成」	R5.11.2
	春日部市立宮川小学校	「自分の伸びやがんばりを実感し、運動好きな児童の育成」 -運動の楽しさや喜びを味わわせる体育授業の実践-	R5.11.22
	三郷市立彦成小学校	「気力あふれる児童の育成」 -成功体験を積み重ね、自己効力感を養う取組をとおして-	R5.11.17
	越谷市立武蔵野中学校	「生きる力を培う粘り強い生徒の育成」 -生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質・能力の育成-	R5.10.25

令和５～令和６年度

研究領域等	学　校　名	研　究　主　題　等	発表日
体力課題解決研究指定校	富士見市立つるせ台小学校	「楽しさや達成感を味わいながら主体的に運動に取り組む児童の育成」	R6.11.22
	久喜市立菖蒲小学校	「いのちの大切さを実感し、たくましく生きる児童の育成」 ー楽しい体育授業、保健教育、食育を核とした教科横断的な学びの実現を通してー	R6.11.12
	熊谷市立妻沼西中学校	「【知・徳・体】のバランスのとれた生徒の育成」 ー自ら進んで運動やスポーツに親しむ資質・能力の育成ー	R6.11.27

令和５年度

研究領域	学　校　名　等
未来を拓く「学び」プロジェクト	上尾高校、上尾鷹の台高校、上尾橘高校、上尾南高校、朝霞高校、朝霞西高校、いずみ高校、 伊奈学園総合高校、入間向陽高校、岩槻高校、岩槻商業高校、岩槻北陵高校、浦和高校、浦和北高校、 浦和工業高校、浦和商業高校、浦和第一女子高校、浦和西高校、浦和東高校、大宮高校、大宮工業高校、 大宮光陵高校、大宮商業高校、大宮中央高校、大宮南高校、大宮東高校、大宮武蔵野高校、小鹿野高校、 小川高校、桶川高校、桶川西高校、越生高校、春日部高校、春日部工業高校、春日部女子高校、春日部東高校、 川口高校、川口北高校、川口工業高校、川口青陵高校、川口東高校、川越高校、川越工業高校、川越女子高校、 川越総合高校、川越西高校、川越初雁高校、川越南高校、北本高校、久喜高校、久喜工業高校、久喜北陽高校、 熊谷高校、熊谷工業高校、熊谷商業高校、熊谷女子高校、熊谷西高校、熊谷農業高校、栗橋北彩高校、 芸術総合高校、鴻巣高校、鴻巣女子高校、越ヶ谷高校、越谷北高校、越谷総合技術高校、越谷西高校、 越谷東高校、越谷南高校、児玉高校、坂戸高校、坂戸西高校、幸手桜高校、狭山経済高校、 狭山工業高校、狭山清陵高校、狭山緑陽高校、志木高校、庄和高校、白岡高校、進修館高校、杉戸高校、 杉戸農業高校、誠和福祉高校、草加高校、草加西高校、草加東高校、草加南高校、秩父高校、 秩父農工科学高校、鶴ヶ島清風高校、常盤高校、所沢高校、所沢北高校、所沢商業高校、所沢中央高校、 所沢西高校、戸田翔陽高校、豊岡高校、滑川総合高校、南稜高校、新座高校、新座総合技術高校、 新座柳瀬高校、蓮田松韻高校、鳩ヶ谷高校、鳩山高校、羽生高校、羽生実業高校、羽生第一高校、飯能高校、 日高高校、深谷高校、深谷商業高校、深谷第一高校、吹上秋桜高校、富士見高校、ふじみ野高校、不動岡高校、

	本庄高校、松伏高校、松山高校、松山女子高校、三郷高校、三郷北高校、三郷工業技術高校、 皆野高校、宮代高校、妻沼高校、八潮高校、八潮南高校、吉川美南高校、与野高校、寄居城北高校、和光高校、 和光国際高校、鷲宮高校、蕨高校、川口市立高校、さいたま市立浦和高校
オンライン連携講座事業	浦和高校、浦和第一女子高校、浦和西高校、大宮高校、春日部高校、川越高校、川越女子高校、熊谷高校、 熊谷女子高校、越ヶ谷高校、不動岡高校、蕨高校
県立高校学際的な学び推進事業	浦和商業高校、小川高校、春日部工業高校、春日部女子高校、川口北高校、児玉高校、坂戸高校、秩父高校、 所沢北高校、飯能高校、松山高校、松山女子高校
データサイエンス・ＡＩリテラシーを活用できる高校生育成研究事業	熊谷高校、熊谷女子高校
学習サポーターの配置	【全日制】 上尾橘高校、岩槻商業高校、大宮工業高校、桶川西高校、越生高校、川口工業高校、熊谷農業高校、鴻巣高校、 児玉高校、児玉白楊高校、幸手桜高校、狭山工業高校、志木高校、白岡高校、杉戸高校、新座高校、鳩山高校、 日高高校、宮代高校、八潮高校、寄居城北高校、和光高校 【定時制】 上尾高校、朝霞高校、浦和高校、浦和第一女子高校、大宮工業高校、大宮商業高校、大宮中央高校、 春日部高校、川口工業高校、川越工業高校、久喜高校、熊谷高校、越ヶ谷高校、狭山緑陽高校、 秩父農工科学高校、所沢高校、戸田翔陽高校、羽生高校、飯能高校、吹上秋桜高校、本庄高校、吉川美南高校
高等学校における通級による指導の研究	新座高校、鳩山高校、皆野高校、八潮南高校、上尾橘高校、川越初雁高校、いずみ高校、小鹿野高校
埼玉と世界をつなぐハイブリッド型国際交流事業	【派遣校】 朝霞西高校、伊奈学園総合高校、岩槻高校、浦和高校、浦和第一女子高校、浦和西高校、大宮高校、 大宮光陵高校、小川高校、川越南高校、久喜高校、久喜北陽高校、越谷北高校、坂戸高校、所沢高校、 所沢北高校、不動岡高校、三郷北高校、和光国際高校、蕨高校 【受入校】 春日部高校、川口北高校
多言語コミュニケーション能力強化事業（県立高校グローバル教育総合推進事業）	春日部女子高校、川越高校、越谷南高校、坂戸高校、草加南高校、滑川総合高校、南稜高校、 新座総合技術高校、不動岡高校、和光国際高校、蕨高校、川越総合高校
多文化共生推進事業	岩槻高校、川口工業高校、栗橋北彩高校、草加南高校、新座高校、鳩山高校、妻沼高校、和光高校、 岩槻北陵高校、川越初雁高校、新座柳瀬高校、三郷北高校、八潮高校、川口東高校、白岡高校、三郷高校、 上尾橘高校、三郷工業技術高校、児玉高校、川越西高校、和光国際高校、小川高校、春日部工業高校、 上尾鷹の台高校、越生高校、富士見高校、北本高校、ふじみ野高校 【定時制】 浦和高校、浦和第一女子高校、春日部高校、川口工業高校、川越工業高校、越ヶ谷高校、狭山緑陽高校、 所沢高校、戸田翔陽高校、羽生高校、吹上秋桜高校、本庄高校、吉川美南高校、朝霞高校、久喜高校、 大宮中央高校

未来の職業人材育成事業	上尾高校、いずみ高校、岩槻商業高校、浦和工業高校、浦和商業高校、大宮工業高校、大宮商業高校、 春日部工業高校、川口工業高校、川越工業高校、川越総合高校、久喜工業高校、熊谷工業高校、熊谷商業高校、 熊谷農業高校、鴻巣女子高校、越谷総合技術高校、児玉高校、幸手桜高校、狭山経済高校、狭山工業高校、 進修館高校、杉戸農業高校、誠和福祉高校、秩父農工科学高校、常盤高校、所沢商業高校、新座総合技術高校、 鳩ヶ谷高校、羽生実業高校、深谷商業高校、三郷工業技術高校、皆野高校
高校生の「農力」育成強化プロジェクト	いずみ高校、川越総合高校、熊谷農業高校、児玉白楊高校、杉戸農業高校、秩父農工科学高校、鳩ヶ谷高校、 羽生実業高校
高校生就職支援アドバイザー派遣事業	【全日制】 上尾鷹の台高校、いずみ高校、岩槻商業高校、小川高校、桶川西高校、川口青陵高校、川越総合高校、 熊谷農業高校、鴻巣高校、越谷東高校、坂戸西高校、幸手桜高校、狭山清陵高校、庄和高校、杉戸農業高校、 誠和福祉高校、草加西高校、鶴ヶ島清風高校、所沢商業高校、新座総合技術高校、蓮田松韻高校、 鳩ヶ谷高校、鳩山高校、飯能高校、日高高校、ふじみ野高校、松伏高校、三郷高校、三郷北高校、皆野高校、 宮代高校、妻沼高校、八潮南高校、和光高校、鷲宮高校、北本高校、小鹿野高校 【定時制】 浦和第一女子高校、大宮商業高校、大宮中央高校、川口工業高校、川越工業高校、熊谷高校、 秩父農工科学高校、羽生高校、飯能高校、吹上秋桜高校、本庄高校、吉川美南高校
文化部活動指導員活用事業	浦和第一女子高校、桶川西高校、松山高校、春日部高校

令和３年度～令和５年度

研究領域	学　校　名　等
メンタルヘルス研究推進校	川口市立芝東中学校、草加市立花栗中学校、川越市立名細中学校、鶴ヶ島市立藤中学校 熊谷市立富士見中学校、本庄市立児玉中学校、越谷市立大相模中学校、三郷市立早稲田中学校

令和５年度

研究領域	学　校　名　等
生徒指導重点校	県内１０８校 【生徒指導重点校・不登校先進的取組】戸田市立戸田中学校、鴻巣市立吹上北中学校、狭山市立西中学校、 坂戸市立坂戸中学校、深谷市立藤沢中学校、久喜市立鷲宮中学校、松伏町立松伏第二中学校

令和４年度～令和５年度

研究領域	学　校　名　等
地域学校協働活動推進に関する研究	北本市教育委員会、鳩山町教育委員会、小鹿野町教育委員会、羽生市教育委員会

文部科学省研究指定校及び文部科学省指定研究推進校一覧

令和５年度

研究領域	学　校　名　等	
マイスター・ハイスクール事業	大宮工業高等学校	
スーパーサイエンスハイスクール事業（ＳＳＨ）	浦和第一女子高校　川越女子高校　春日部高校 熊谷高校　熊谷西高校　越谷北高校　松山高校	未来を担う科学技術系人材を育てることをねらいとして、理数系教育の充実を図る取組。SSH では「科学への夢」「科学を楽しむ心」をはぐくみ、生徒の個性と能力を一層伸ばしていくことを目指している。科学技術、理科・数学教育を重点的に行う SSH では、大学や研究機関とも連携して魅力的なカリキュラムを開発するなど、科学技術に夢と希望を持つ、創造性豊かな人材を育成する。

令和５年度

研究領域	学　校　名　等（ 教 科 等 ）
実践 検証協力校	川口市立元郷南小学校（図画工作）、戸田市立戸田第二小学校（算数、図画工作）、新座市立陣屋小学校（家庭）、 新座市立片山小学校（理科）、上尾市立大石小学校（図画工作）、上尾市立原市南小学校（図画工作）、 寄居町立男衾中学校（総合的な学習の時間）、羽生市立須影小学校（特別活動）、越谷市立蒲生南小学校（社会）、 久喜市立久喜東小学校（理科） 朝霞市立朝霞第五中学校（美術）、川越市立砂中学校（数学）、飯能市立飯能第一中学校（技術・家庭　技術分野）、 深谷市立豊里中学校（理科） 上尾高校（芸術・書道）浦和商業高校（商業）、川越南高校（保健体育）、熊谷高校（理科） 熊谷工業高校（工業）、越谷総合技術高校（家庭（専門））、坂戸西高校（地理歴史）、 所沢高校（理科）、三郷北高校（現代的な諸課題）、和光国際（外国語）

埼玉県教育委員会刊行資料等　〈 〉は担当課　◇の資料は、県のホームページにも掲載　☆の資料は、県のホームページのみ掲載

〈義務教育指導課・高校教育指導課・生涯学習推進課〉

◇埼玉県幼稚園教育課程編成要領（平成30年3月）
◇埼玉県幼稚園教育課程指導・評価資料（平成31年3月）
☆埼玉県幼稚園教育課程指導実践事例（令和2年3月）
・埼玉県幼児教育振興指針（平成18年3月）
◇埼玉県小学校教育課程編成要領（平成30 年3月）
◇埼玉県中学校教育課程編成要領（平成30 年3月）
◇埼玉県小学校教育課程指導・評価資料（令和2年3月）
◇埼玉県中学校教育課程指導・評価資料（令和3年3月）
☆埼玉県小学校教育課程指導実践事例（道徳）（平成31年3月）
☆埼玉県中学校教育課程指導実践事例（道徳）（令和2年3月）
☆埼玉県小学校教育課程実践事例（令和4年3月）
☆埼玉県中学校教育課程実践事例（令和5年3月）
◇小中一貫教育推進ガイド（平成26年2月）
・学力向上のための授業改善ヒント集小学校編1「言語活動の充実」（平成21 年10 月）
・学力向上のための授業改善ヒント集小学校編2「言語活動の充実」評価問題（平成21年11 月）
・学力向上のための授業改善ヒント集中学校編1「言語活動の充実」評価問題（平成21年10 月）
・学力向上のための授業改善ヒント集中学校編2「言語活動の充実」（平成21 年12 月）
◇令和元年度埼玉県学力・学習状況調査報告書（令和元年12 月）
◇令和2年度埼玉県学力・学習状況調査報告書（令和2年12 月）
☆令和3年度埼玉県学力・学習状況調査報告書（令和3年12 月）
☆令和4年度埼玉県学力・学習状況調査報告書（令和5年1月）
☆令和5年度埼玉県学力・学習状況調査報告書（令和6年1月）
・学びの土台ガイドブック（平成25年3月）
・埼玉県小学校家庭科安全指導の手引（一部改訂）（平成29 年3月）
・埼玉県中学校技術・家庭科安全指導の手引（平成14 年3月）
☆彩の国　彩と武蔵の学習帳（平成31年3月）
◇日本の「学校」、学校の「日本」（ポルトガル語版・スペイン語版）（平成22年3月）
◇埼玉県国際理解教育推進実践事例（令和4年3月）
・「彩の国」小・中学校情報教育資料―IT で変わる「彩の国」学校教育―（平成15 年3月）
・「彩の国」高等学校情報教育指導資料［改訂版］（平成21 年1月）
・「情報モラル教育」指導資料（平成17 年1月）
・埼玉県小学校環境教育指導資料（平成17 年10 月）
・埼玉県中学校環境教育指導資料（平成18 年3月）
・埼玉県小・中学校環境教育指導資料事例編（平成20 年3月）
・埼玉県小・中学校環境教育指導資料事例編Ⅱ（平成21 年3月）
・学校設定科目「伝統・文化」指導資料（平成20 年3月）
・県立高校「キャリア教育」指導資料（平成21年3月）
◇埼玉県小・中学校キャリア教育指導資料（平成19年1月）
・中学校キャリア教育体験学習プログラム（平成19年2月）
・小学校キャリア教育体験学習プログラム（平成20 年1月）
・埼玉県小・中学校キャリア教育実践事例集（平成21 年2月）
・埼玉県中学校進路指導・キャリア教育指導資料―「自分を活かす」進路選択―（平成28年3月）
・小学校理科支援員等配置事業活動事例集（平成20 年3月）
・埼玉県公立小・中学校余裕教室活用指針（平成9年12 月）
・余裕教室有効活用ガイドライン「埼玉県公立小・中学校余裕教室の適正な留保について」（平成10 年11 月）
・空き教室転用事例集「豊かなふれあいを求めて」（平成11 年3月）
◇埼玉県高等学校教育課程編成要領（平成31年4月）
・高等学校地理歴史科　指導資料集（平成26年3月）
・「政治的教養を育む教育」のための副教材『私たちが拓く日本の未来』を用いた授業モデル指導事例集（平成29年3月）
・高等学校道徳教育　指導事例集（平成30年3月）
・高等学校総合的な探究の時間　事例集（令和2年7月）
・高等学校「公共」指導事例集（令和3年3月）
・高等学校「現代の国語」「言語文化」指導事例集（令和3年3月）
・高等学校「歴史総合」「地理総合」指導事例集（令和3年3月）
・高等学校「伝統文化」指導事例集（令和3年3月）
◇「親の学習」プログラム集（平成19年7月）
◇「親の学習」プログラム集の手引（平成19年8月）
◇「親の学習」プログラム集（増補版）（平成25年3月）
◇「親の学習」埼玉県家庭学習支援プログラム集（平成29年3月）
◇埼玉県みどりの学校ファーム推進マニュアル（平成21年2月）
◇みどりの学校ファーム参考資料集（平成22年3月）
・保護者の保育参加事例集（平成22年3月）
◇「幼・保・小連携体制研究」報告書（平成23年3月）
◇ 接続期プログラム（平成24年3月）
◇「接続期プログラム」実践事例集（平成25年3月）
◇子育ての目安「3つのめばえ」活用事例集（平成26年3月）
◇平成26年度 子育ての目安「3つのめばえ」活用事例集（平成27年3月）
◇「人とのふれあい・『絆』づくりエピソード集」（平成23年3月）
☆「地域学校協働活動」実践事例集（令和3年3月）
◇家庭用「彩の国の道徳」（一部改訂版）（平成30年3月）
◇「次代に語り継がれるレガシー創出事業」実践指令集（令和元年9月）
◇彩の国の道徳「未来に生きる」（令和4年3月）

〈保健体育課〉

◇運動部活動指導資料（三訂版）（平成29年3月）
◇令和6年度版第65号学校体育必携（令和6年3月）
・体力向上のための指導資料（平成19年3月）
・体力向上のための指導資料第2集（平成20年3月）
・体力向上のための指導資料第3集（平成21年3月）
・体力向上のための指導資料第4集（平成22年3月）
・体力向上のための指導資料第5集（平成23年2月）
・体力向上のための指導資料第6集（平成24年2月）
・体力向上のための指導資料第7集（平成25年2月）
・体力向上のための指導資料第8集（平成26年3月）
・「新 彩の国 体つくりチャレンジプログラム」DVD（平成24 年2月）
・令和5年度体力向上推進事業報告書埼玉県児童生徒の体力第52号（令和5年3月）
・みんなでつくる子どもの健康―学校保健委員会運営に関する手引き―（平成11 年3月）
・性教育の手引き（平成14 年3月）
・養護教諭が行う心と体への健康相談活動（平成15 年3月）
◇一人一人の児童生徒が安心して学習できる学校環境づくりを目指して―県立学校シックスクール問題対応マニュアル―（平成15 年3月）
・健康相談活動実践事例集「かたりすと」（平成16 年3月）
・学校保健ハンドブック（平成16 年3月）
・学校における薬物相談マニュアル（平成16 年7月）
・高校生登山活動の手引き ―安全な登山のために―（平成23 年11 月）
・特定建築物の環境衛生維持管理マニュアル（平成16 年12 月）
・児童生徒の心身の健康課題に関する実態調査報告集（平成17年2月）
◇学校における感染症発生時の対応―第3版―（令和4年3 月）
◇学校薬剤師の薬物乱用防止講演資料集（平成17年11 月）
・喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導参考資料（平成17年11 月）
◇保健教育指導参考資料　なるほど！保健の授業づくり－令和4年度発行－（令和5年3月）
◇安全教育指導資料（平成22年3月）
◇学校安全総合支援事業報告書「児童生徒の安全に関する資質・能力の育成を目指して」（令和5年3月）
◇安全ハンドブック（平成26年3月）
・学校における性教育実践のための事例集（平成19年3月）
◇埼玉県「がん教育総合支援事業」実施報告書（令和6年2月）
・学校における性教育実践のための事例集第Ⅱ集（平成21年3月）
◇学校における新型コロナウイルス感染防止対策活動実践事例集（令和4年3月）
◇学校健康教育必携24（令和6年3月）
☆埼玉県「性に関する指導」課題解決支援事業実施報告書（令和6年3月）
・学校における食育推進指針モデル（平成19年3月）

◇食に関する指導「すぐ使える言葉かけ事例集」（平成21年3月）
◇食に関する指導「誰でもつくれる朝ごはんメニュー集」（平成23年3月）
・学校給食費未納防止徴収マニュアル（平成21年9月）
◇「早寝・早起き・朝ごはんチェックカード」（平成21年4月）
・「弁当の日」実践事例集（平成20年3月）
・「弁当の日」実践事例集Ⅱ（平成23年3月）
・小学校中学年用食育学習教材「楽しく食べてけんこうな生活」（平成20年3月）
☆令和4年度埼玉県小・中学校食育指導力向上授業研究会学習指導案集（令和5年3月）
・学校給食における異物混入防止対策マニュアル（平成22年3月）
・平成27年度食物アレルギー対応に関する事例集（平成28年3月）
・平成28年度食物アレルギー対応に関する事例集（平成29年3月）
・平成29年度食物アレルギー対応に関する事例集（平成30年3月）
◇学校における食物アレルギー対応マニュアル[6訂]（令和5年2月）
◇県立学校における食物アレルギー対応指針（平成29年3月）
◇埼玉の学校給食（令和3年度）
・知識を活用した保健学習―性に関する指導編―（平成23年2月）
・知識を活用した保健学習―感染症編―（平成24年2月）
◇緊急地震速報を利用した避難訓練の取組（平成24年1月）
☆〈改訂〉学校防災マニュアル（県立学校版）（令和5年7月）
◇学校防災マニュアル（県立学校版追加資料）（平成25年12月）
☆学校防犯マニュアル（県立学校版）（令和5年7月）

〈特別支援教育課〉

◇埼玉県特別支援教育 教育課程編成要領(1) 特別支援学校編(令和2年3月)
【教育課程の編成】【教育課程編成・指導計画作成のための資料】
◇埼玉県特別支援教育 教育課程編成要領(2)（平成31年3月)
小学校及び中学校 特別支援学級・通級による指導編
・産業現場等における実習（平成14年3月）
・個別の指導計画作成の手引き（平成15年3月）
◇「LD、ADHD、高機能自閉症」の児童生徒の理解と支援のために―特別支援教育推進体制モデル事業（中間報告）―（平成16年3月）
・学校で特別支援教育を進めるために―特別支援教育推進体制モデル事業（報告）―（平成17年3月）
・就学支援の「いろは」（平成19年3月）
◇理解と支援のための知恵袋―教室で困っている子どもたちと先生のために―（平成19年3月）
◇通級指導の手引（平成20年3月）
・県立特別支援学校のセンター的機能ガイドライン（平成21年3月）
◇特別支援教育ボランティア活用事例集（平成21年3月）
・通常学級等におけるボランティア等の活用研修プログラム（平成22年3月）
・小中学校等支援のための対応マニュアル（平成22年3月）
・交流及び共同学習実践事例集（平成22年3月）
◇個別の教育支援計画・個別の指導計画を活用した指導事例集（平成22年3月）
・発達障害早期支援教育資料（平成23年3月）
・高等学校における特別支援教育資料（平成23年3月）
・埼玉県特別支援教育指導資料【自立活動の指導資料】（平成23年3月）
◇支援籍学習実践事例集（平成23年3月）
・進路指導の手引（平成25年3月）
◇一人一人を大切にする指導の充実のために（平成25年3月）
◇特別支援教育の視点を生かした授業・学級経営（平成26年3月）
・一人一人を大切にする指導の充実のために2（平成26年4月）
・平成26年度共生社会を支える特別支援教育推進事業成果報告(中間)（平成27年3月）
・平成27年度共生社会を支える特別支援教育推進事業成果報告～インクルーシブ教育システム構築に向けた新たな仕組みづくり～（平成28年3月）
☆障害者差別解消法・合理的配慮に関する参考資料（平成28年3月）
◇自立と社会参加を目指す特別支援学校就学支援総合推進事業「チームぴかぴか3年間の取組」（平成29年7月）
・平成30年度特別支援学校の新たな学び推進プロジェクト成果報告書(中間)（平成31年3月）
◇小・中学校等を対象とした特別支援教育に関する研修パッケージ（令和3年3月）

〈人権教育課〉

◇児童虐待防止のための児童生徒への教育〈指導事例集〉（平成18年3月）
◇教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル（改訂版）（平成30年3月）
◇男女平等教育指導資料（中学生用）「男女共同参画社会の実現を目指してお互いを尊重し合える男女平等の関係を築こう！」（平成24年3月）
◇人権教育指導の手引～アニメ「めぐみ」の活用について（平成21年12月）
◇人権教育指導の手引～「北朝鮮当局による拉致問題」に関する映像作品の活用について～（平成30年8月）
◇人権教育資料「指導実践の手引」（平成22年3月）
◇人権感覚育成プログラム（学校教育編）（平成20年3月）
◇人権感覚育成プログラム（社会教育編）（平成21年3月）
◇人権感覚育成プログラム増補版（学校教育編）（平成25年3月）
◇人権感覚育成プログラム（学校教育編）第2集（平成31年3月）
◇埼玉県人権教育実施方針（令和4年3月）
◇新たな人権課題に対応した指導資料「インターネットによる人権侵害」（平成27年3月）
◇新たな人権課題に対応した指導資料「災害時における人権への配慮」「北朝鮮当局による拉致問題」（平成28年3月）
◇新たな人権課題に対応した指導資料「外国人の人権」「性同一性障害をはじめとした性的マイノリティ」（平成29年3月）
◇新たな人権課題に対応した指導資料「障害のある人の人権」（平成30年3月）
◇人権教育に関する実践指導資料「同和問題」（平成31年3月）
◇人権教育に関する実践指導資料「高齢者」「犯罪被害者やその家族」（令和2年3月）
◇「子ども人権メッセージ」（令和3年1月）
◇人権作文集はばたき第47集（令和5年12月）
◇『令和2年度学校における児童虐待対応ハンドブック』（令和3年2月）
◇性の多様性の尊重に係る教職員用リーフレット「ひとりひとりが 自分らしく生きる～多様な性が尊重され、違いを認め合える社会へ～」（令和2年12月）
◇性の多様性の尊重に係る「児童生徒用リーフレット」（令和4年1月）
◇性の多様性に係る「児童生徒用リーフレット」指導資料集（令和5年3月）
◇男女平等意識を高める校内研修資料（令和5年3月）
◇ヤングケアラー授業デザインキット（令和5年3月）
◇保護者向け動画「LGBTQについてみんなで学ぼう」（令和5年3月）
◇性の多様性尊重取組シート（令和6年1月）
◇性の多様性に係る相談対応ハンドブック（教職員用）（令和5年3月）
◇様々な人権課題に対応した指導資料「同和問題（部落差別）」（令和6年3月）
◇同和問題（部落差別）教職員用研修資料（令和6年3月）
◇男女平等教育指導資料（小・中学生・高校生用）「男女共同参画社会の実現を目指して」（令和6年3月）

〈生徒指導課〉

◇高等学校中途退学追跡調査報告書（令和3年3月）
◇学級運営等の改善を図るための指導事例集（平成14年3月）
・心に残る「言葉」100 選日めくりカレンダー（平成17年11月）
・子どもが輝く「とっておきの言葉」（平成19年3月）
◇非行防止教室指導事例集（改訂版）（平成27年3月）
◇明るく安心して学べる学校づくりのために―暴力行為防止の対策と具体例―（平成23年1月）
・いじめに関する実態調査結果報告書（平成19年3月）
・いじめ問題の取組事例集（平成19年11月）
・ネットいじめ等の予防と対応策の手引（平成21年1月）
◇ネット上の見守り活動の手引（平成23年9月）
◇彩の国 生徒指導ハンドブック「New I's（ニューアイズ）」（平成25年2月）
・平成29年度生徒指導上の諸課題の現状について（平成31年3月）
・平成30年度一人一人を大切にし、信頼関係に立つ教育の推進運動（平成30年度）
◇彩の国 生徒指導ハンドブック「I's（アイズ）2019」（平成31年3月）
◇スクールソーシャルワーカー活用ハンドブック（令和2年3月）

埼玉県マスコット

コバトン　さいたまっち